

令和 7 年 1 2 月 1 0 日  
(水曜日)

令和 7 年 第 7 回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第 1 日目

## 議 事 日 程

- |    |        |                                                                                                     |
|----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |        | 開会宣告及び開議宣告                                                                                          |
| 1  |        | 会議録署名議員の指名                                                                                          |
| 2  |        | 会期の決定                                                                                               |
| 3  |        | 諸般の報告 諮問                                                                                            |
| 4  |        | 行政報告                                                                                                |
| 5  |        | 一般質問                                                                                                |
| 6  | 報告第1号  | 専決処分の報告について（問寒橋橋梁補修工事請負契約の変更）                                                                       |
| 7  | 報告第2号  | 専決処分の報告について（大礼橋橋梁補修工事請負契約の変更）                                                                       |
| 8  | 報告第3号  | 専決処分の報告について（問寒別浄水場導水管布設工事請負契約の変更）                                                                   |
| 9  | 報告第4号  | 専決処分の報告について<br>（公営住宅宮園団地2号棟改修工事請負契約の変更）                                                             |
| 10 | 議案第1号  | 幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について                                                                             |
| 11 | 議案第2号  | 幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 12 | 議案第3号  | 幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                |
| 13 | 議案第4号  | 幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について                                                                                |
| 14 | 議案第5号  | 工事請負契約の変更について（上幌延地区増設配水池建設工事）                                                                       |
| 15 | 議案第6号  | 工事請負契約の変更について（問寒別浄水場建設工事）                                                                           |
| 16 | 議案第7号  | 令和7年度幌延町一般会計補正予算（第4号）                                                                               |
| 17 | 議案第8号  | 令和7年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                                                         |
| 18 | 議案第9号  | 令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）                                                                      |
| 19 | 議案第10号 | 令和7年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                                                        |
| 20 | 議案第11号 | 令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）                                                                           |
| 21 | 議案第12号 | 令和7年度幌延町簡易水道事業会計補正予算（第1号）                                                                           |
| 22 | 議案第13号 | 令和7年度幌延町下水道事業会計補正予算（第1号）                                                                            |
| 23 | 発議第1号  | 懸案事項促進要望のための議員派遣について                                                                                |
| 24 | 発議第2号  | 閉会中の継続調査について<br>（追加日程）                                                                              |
| 25 | 議案第14号 | 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                              |
| 26 | 議案第15号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                                        |
| 27 | 議案第16号 | 幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>（閉 会 宣 告） |

本日の会議の順序

|       |  |            |         |        |
|-------|--|------------|---------|--------|
|       |  | 開会宣告及び開議宣告 | 日程第14   | 議案第5号  |
| 日程第1  |  | 会議録署名議員の指名 | 〃 15    | 議案第6号  |
| 〃 2   |  | 会期の決定      | 〃 16    | 議案第7号  |
| 〃 3   |  | 諸般の報告      |         | 休憩宣告   |
| 〃 4   |  | 行政報告       |         | 開議宣告   |
| 〃 5   |  | 一般質問       | 日程第17   | 議案第8号  |
|       |  | 休憩宣告       | 〃 18    | 議案第9号  |
|       |  | 開議宣告       | 〃 19    | 議案第10号 |
| 日程第6  |  | 報告第1号      | 〃 20    | 議案第11号 |
| 〃 7   |  | 報告第2号      | 〃 21    | 議案第12号 |
| 〃 8   |  | 報告第3号      | 〃 22    | 議案第13号 |
| 〃 9   |  | 報告第4号      | 〃 23    | 発議第1号  |
|       |  | 休憩宣告       | 〃 24    | 発議第2号  |
|       |  | 開議宣告       | 追加日程第25 | 議案第14号 |
| 日程第10 |  | 議案第1号      | 〃 26    | 議案第15号 |
| 〃 11  |  | 議案第2号      | 〃 27    | 議案第16号 |
| 〃 12  |  | 議案第3号      |         | 閉会宣告   |
| 〃 13  |  | 議案第4号      |         |        |

出席議員（8名）

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 議 長 | 8 番 | 西 澤 裕 之 |
|     | 1 番 | 高 橋 秀 明 |
|     | 2 番 | 佐 藤 忠 志 |
|     | 3 番 | 深 澤 博 幸 |
|     | 4 番 | 高 橋 秀 之 |
|     | 5 番 | 植 村 敦   |
|     | 6 番 | 無量谷 隆   |
|     | 7 番 | 齋 賀 弘 孝 |

出席説明員

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 野々村 仁   |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 小 島 和 博 |
| 代 表 監 査 委 員   | 成 田 義 弘 |

|       |         |
|-------|---------|
| 副 町 長 | 岩 川 実 樹 |
| 教 育 長 | 伊 藤 一 男 |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 総 務 企 画 課 長   | 早 坂 敦     |
| 総 務 企 画 課 参 事 | 山 本 基 継   |
| 住 民 生 活 課 長   | 伊 藤 崇     |
| 住民生活課地域対策担当課長 | 山 下 智 昭   |
| 保 健 福 祉 課 長   | 島 田 幸 司   |
| 産 業 建 設 課 長   | 角 山 隆 一   |
| 教 育 次 長       | 古 草 勝     |
| 国民健康保険診療所事務長  | 村 上 貴 紀   |
| 農業委員会事務局長     | (角 山 隆 一) |
| 選挙管理委員会事務局長   | (早 坂 敦)   |

|               |         |
|---------------|---------|
| 総務企画課長補佐      | 渡 邊 智 民 |
| 保健福祉課長補佐      | 山 本 恵 美 |
| 産業建設課長補佐      | 新 野 貞 治 |
| 産業建設課長補佐      | 伊 山 英 貴 |
| 産業建設課長補佐      | 若 杉 忍   |
| 国民健康保険診療所事務次長 | 若 本 聡   |
| 教 育 次 長 補 佐   | 田 村 浩 希 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 総務企画課総務係長   | 原 田 太 喜 |
| 保健福祉課保健福祉係長 | 清 水 和 也 |
| 産業建設課管理係長   | 植 村 瞭 平 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 産業建設課上下水道係長 | 宮 下 勇 人 |
| 産業建設課上下水道主査 | 鎌 田 和 巳 |

議会事務局出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 岡 田 英 樹 |
|---------|---------|

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において1番 高橋秀明君、2番 佐藤忠志君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日12月10日から12日までの3日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日12月10日から12日までの3日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

初めに、一般行政について、報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

問寒別地区をモデルに進めている地域コミュニティ形成事業における関係人口創出の取り組みの一環として、地域おこし協力隊等の地域の担い手を発掘するため、都市部在住の問寒別地区ゆかりの方とのネットワーク構築を進める「といかん・ふるさと同窓会 in 東京」を、去る11月3日、東京にて初開催いたしました。

本イベントには私も参加いたしまして、幌延町の現状等について、御参加いただきました皆様に御報告させていただきました。

本町において、このようなイベントは初の試みであり、勝手が分からないままでの開催となりましたが、参加された皆様にも事前準備などをお手伝いいただきながら、大都会においても幌延町の懐かしい雰囲気を感じ取ることができるイベントを41名のゆかりの皆様に御参加いただき、盛況のうちに終えることができました。

会場では、町の特産品のミズナラ樽熟成ワインなどを試飲いただき、故郷を十分に味わっていただきました。

御参加された皆様との意見交換では、ふるさと同窓会の取り組みを継続して実施して欲しい、道内でも開催して欲しいなどのお声を頂いたところです。

今後もより一層の関係人口創出に資する取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、地域の皆様の御参加も含めて御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、11月16日から19日にかけて、地域運営における取り組みの先進地である島根県雲南市に、地域住民や地域運営組織であるNPO法人ミナといかんの御参加の下、副町長をはじめとした町職員も含めて視察してまいりました。

2年前には問寒別地区の住民と町職員で、昨年は議会においても島根県を御視察いただいていることと思いますが、昨年設立された問寒別地区のNPO法人の現状位置の把握と今後の取り組みを検討するため、再度、雲南市を視察させていただきました。

視察先では、まず、雲南市役所において、雲南市の地域運営組織に係る経緯や行政支援、各組織等の概要説明を受けてから、2日間の日程で、地域運営組織を4か所、地域商社の株式会社を1か所視察させていただき、今、本町における組織体制や地域の関わりなどの課題や対策のヒントなどについて、十分に把握することができたと副町長から報告を受けました。視察を通して得られた学びを、昨年視察された議会や地域でも十分に御検討や御提案をいただきながら、より良い地域づくりに活かすため、幌延町総働体制で引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第7回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 西 澤 裕 之 君

次に、教育行政について、報告を求めます。

教育長 伊 藤 一 男 君

幌延町議会12月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

まず、初めに、名誉町民である金田心象先生の作品等を所蔵・展示しております、金田心象書道美術館前庭に建立されている石碑の銘板の制作者で、金工作家の奥村公規氏が、この度、現保持者に加えて3人目の彫金の重要無形文化財、いわゆる人間国宝に認定されることとなりました。

今後は、銘板を人間国宝の作品として適正に維持管理するとともに、心象館と併せて、教育分野のみならず、地域振興などにも生かしていければと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

各学校では、9月下旬から10月中旬にかけて、学校祭、学習発表会、学芸会が開催され、子どもたちの日常の学びや練習の成果を発表する場となりました。

11月26日に行われた、こども議会では、中学3年生が地域創生に対する考え、アイデア、ふるさと幌延町に対しての思いや願いを真剣に質問している姿に感動しました。

文化芸術活動では、第45回幌延町少年少女文化祭・作品展を、幌延地区は11月7日から13日まで、問寒別地区は11月15日から20日まで開催しました。

10月と11月に開催された中学校の体育文化連盟主催の全道及び全国大会への出場状況ですが、11月8日に稚内市で開催された第28回中学校秋季バレーボール大会に、本校の男子4名が稚内合同・幌延中として出場し、本校の女子3名が、稚内南・稚内東・幌延中の合同チームで出場しました。

優勝した男子チームは、1月5日から芦別市で開催される第46回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会に出場する予定です。

また、バレー部に所属する幌延中学校3年の清水隆臣さんについては、JOCジュニアオリンピックカップ中学バレーボール大会の北海道選抜選手12名に選出され、11月29日から秋田県で開催された全国大会、横手わか杉カップ東日本中学バレーボール大会に出場し、北海道勢の初優勝に貢献したとの報告を受けております。同選抜チームは、この後12月25日から大阪市で開催される第39回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に出場する予定です。

また、11月24日に札幌市で開催された、第45回全道中学校英語暗唱大会に、幌延中学校2年の小田由佳さんが出場しており、今後、より一層の活躍を期待するところです。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育事業では、10月3日に舞台芸術鑑賞事業・室井滋さん等による、しげちゃん一座楽しい絵本トーク&ライブショーをはじめ、10月21日から3日間、心象館の作品展示替え、チャレンジ教室、子ども運動教室等を例年どおり開催しました。

少年団活動等の全道及び全国大会への出場状況ですが、バレーボール少年団が9月20日から深川市で開催された第23回北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会・女子の部に、幌延ウイングガールズが宗谷管内代表として出場しております。また、11月1日から富良野市で開催されたイエスタ杯第45回北海道小学生バレーボール道北大会・女子の部に幌延ウイングガールズが稚内地区代表として出場しております。

文化活動では、9月14日に札幌市で開催された第19回ベーテン音楽コンクール地区本選、自由曲5・6年生の部に幌延小学校5年の橋本英恵さんが出場し、12月27日に東京都で開催される全国大会への出場権を獲得しております。全国大会での活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5 番 植 村 敦 君

5番、植村でございます。

通告に基づいて、一般質問させていただきます。

最近では食料品や生活用品を含む資材や燃料等の値上がりが進む傾向にあり、物価高が私

たち町民の暮らしに重くのし掛かってきています。

高市政権が10月21日に発足し、責任ある積極財政を基本に、物価高騰対策と強い経済の実現を最優先としてスタートしました。

そこで、以下の点について質問いたします。

町としても早急に物価高騰対策を行うべきと考えるが、いかがでしょうか。

国の方策がまだはっきりと見えない現状ですが、町として今この時期にこそ行政の支援が必要だと考えますが、その支援策や予算規模をお伺いします。

第2に子育て支援政策についてお伺いします。

高市政権では子育て支援と義務教育の充実にも触れています。中でも特に来年度からは高校の無償化と小学校での給食費の無償化を目指していますが、本町ではまだ着手できていないこの給食費の無償化を、この際、中学校も含めた無償化を実現できないものかを伺います。

町 長 野々村 仁 君

植村議員の御質問にお答えします。

1 問目の物価高騰対策についての御質問ですが、国では、令和7年11月28日に令和7年度補正予算第1号を閣議決定し、国会に提出しております。

この補正予算により、植村議員の御質問にもあるとおり、国民が直面する物価高への対策を最優先に掲げ、国民の皆様の暮らしを守り、強い経済を作るために財政出動を行うとしています。本町におきましても、食料品をはじめとした物価高対策は喫緊の課題ですので、現在、物価高対策に関する事業について、内部で検討している段階です。

まだ構想段階ですが、全世帯を対象とした食料品の物価高騰の負担軽減を目的とした生活者支援、飼料高騰等の影響を受けている農業経営の負担軽減を目的とした事業者支援及び物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対する支援を予定しています。

これらの予算規模については、6千万円から7千万円を見込んでおり、早急に制度設計を行い、1月中旬に臨時議会を招集し、物価高対策に関する補正予算を提案する予定です。

2 問目の子育て支援政策についての御質問については、このあと教育長からお答えいたします。

教育長 伊 藤 一 男 君

植村議員の2問目、子育て支援政策についてに関する御質問にお答えいたします。

政府において、来年度から給食費を無償化することに取り組む方針とされたことは認識しております。

検討されている案といたしましては、一人について、1月当たり4,700円を小学生を対象として補助するものであり、順次中学生へ拡大することですが、今現在において、国からの情報はなく、制度化に向けた検討材料が乏しい状況であります。

幌延町の学校給食費の現状といたしましては、年間喫食数は205食、牛乳を除く1食当たりの単価は小学生で225円、中学生で270円となっており、児童・生徒数140名での給食費総額は6,918,750円となります。

このほかに、現在、町で実施しております牛乳や米、地場産食材への補助金、約351

万円を加えた1年間の総額は、約1,043万6千円の予算規模となります。

幌延町教育委員会といたしましては、国の制度が仮に小学生を対象とした制度となった場合におきましても、義務教育学校設立を進めていることも視野に含め、足並みを揃えて中学生も対象とする方針が望ましいと考えておりますが、食材によってはアレルギー対応のため弁当を持参する児童生徒もおりますので、公平性の観点からも、これらの世帯に対し、どのような対応ができるか等の課題も想定されます。

いずれにいたしましても、今後、国からスキームが示された場合には、議員皆様にもお諮りしながら、給食費の在り方について検討して参りますので、その際は、よろしくお願いいたします。

5 番 植 村 敦 君

ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、物価高騰対策の関係ですけれども、まだ中身がはっきりしないということで今検討中だというお話もありました。

町によっては、もう既に、国に先行して対策を行っているような自治体も出ているということも聞いておりますので、できるだけ早くに実施できればよかったなというふうに思います。

昔から私たち農業経営者でしたから、よく組合長を筆頭として、正月の餅代をなんとかせんきやならんっていう話がこの時期になると多く出ました。

本当に当時も今もそうなんですけれども、12月に入ると出費が多くて生活費のやりくりが大変だという家庭、時期がありました。そんなことを考えながら今回の質問をさせていただきました。

この高騰対策ですけれども、新聞、マスコミ等々でいろいろと取り沙汰されているんですけども、どのような方法で行うかということでございますけれども、一番言われてるのは、おこめ券を配布するだとか、いろんな方法があるように聞きます。

現在、うちの町で行われている、商工会が行っている補助券もその一環だと思いますけれども、そういう方法もあると思いますけれども、検討されてる中で今現在どのような案が示されているのか、今現在分かる範囲でいいんで、お聞かせ願えればというふうに思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、もうスタートをしているというお話がございました。

それぞれ、券を作るということになると発注をして印刷をしてきちんと皆さんに手の届くような形をどのようにするかということ、そこが大きな課題の一つでもございます。

今の我々としては、案としては、現金で給付という形をしたいと思ってございます。

それが一番、1月になってから出したとしても、早急にその額全てが皆さんの手元に行って、それぞれ使い勝手のいい形になるのかなという、その予測をして今のところの設定としては、券ではなく、そういう対策をしていければと、そのように考えています。

5 番 植 村 敦 君

一つの案として早急にやるには、一番経費が掛からない現金給付という町長からの話が

ありました。

私もその方向が一番、もらった方としては使い勝手がいいというか、ありがたいかなというふうに思うんですけども、一方で町民の暮らしを守るために、この大切な税金を頂くということからいくと、町内で消費をするということも、これ重要なことでないかなというふうな気もしております。

例えば、商工会で今扱っている商工券ですか、あれを、町内で使えるあの商工券を配布するとか、又は、一番公平になるのかなと思うのは、上下水道の基本料金の助成ということも考えられるのかと思うんですけども、そこら辺の方向はどのようにお考えでしょうか。

町長 野々村 仁 君

それぞれ、いろんな案があるかなと感じてございます。

それぞれ、券にするということは先ほども経費の部分は目減りをするということで、配る部分が減っていく話でございます。最終的に皆さんの手元にどうやって還元するかということと、今議員がおっしゃったとおり、町内消費をどのように進めるかということが一番頭の痛いところでもございます。あとはもう皆さんの気持ちに、町を助けるんだという気持ちで使っていただくしかないんですけども、今のところ、我々がずっとやってきているこの商品券の御支援も、それぞれ、そういう思いでずっとやってきているつもりでもありますし、今商品券販売中でございます。

まだ1割ほど残ってございまして、これ自体にまた追っかけ、この率が変わるとか、この部分では別だとかという差別で売り買いができるようなシステムというのはなかなか難しいのかなという気がしてございます。その1割がきれいに無くなっていけばそういう商品券を使うという、作るということも良かったのかと思いますけども、即、1月に使えるようなことってというのは、今から印刷をかけても相当時間が掛かるということも鑑みて、一番皆さんに遅れながら、本当は年内にやりたかったんですけども、この額も規模も決まってないところが一番頭の痛いところでありまして、今の積算要求を集めた分で、先ほど言った6千万から7千万の規模で一応構想は練っているということで、まだまだこの構想段階ですので、減らすか増やすかっていうのは、その後の話です。

一応見積もった形でこのぐらいの枠を何とか来てから按分をしながら、きちんと皆さんの手元に早く使い勝手のいい形で支援をできればということで、この現金にしたということとでございます。

水道の場合については、まだ農業水道、簡易水道、それぞれ水道料金の家庭の額が違うということで、やっぱりそこは使われている平均的なベースが一律のものであれば、そこを一律、お支払いすることは公平性が出てくるんでしょうけども、なかなかそこっていうのも難しい話で、今徐々に簡水に替わってきて、町内一律の水道料金になりかけていきますので、今後はそういう形、電気と同じように、水道のそういう使用料の関係でもいいかなという気はしてますけども、そこも考えたんですけども公平性は保たれないということで、こういう現金給付ということでやってみようかと、まだまだ考える期間がありますので、一生懸命その中で考えていければと思っています。

5 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。

何やるにしてもいろいろ課題があつて、それを克服して町民の皆さんが納得して受け入れるような形にさせていただきたいなと思います。

前後ちょっと遅れましたけども、実際のところ重点支援地方交付金と言われる、この国から物価高騰対策に出てくるお金というのは、今、町長先ほど言われた6千万から7千万という額そのものがこの交付金として来るんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

だから、そこが分からないんです。

分からない。ここって地方創生事業と同じような看板の中で流れてきますので、どこにどんだけどうやって色を付けて、この部分って来る話でもないんですけども、どっちにしても、その枠のベースの中に、これまでよりは手厚く、きちんと対処いたします。

少なく見ても、皆さんが御承知のとおり、世帯当たり1万円の1人3千円のっていう、皆さんの頭の中にあるから掛け算をすれば出てくると思うんですけども、そういう計算で全体構想が国としては入れてくれると信じてますので、そういう思いで我々も最大限、知恵を絞りながら、この総枠の中でやっていこうと、支援をしていこうと、そのように、今構想を練っているところで、按分の度合いは、その都度、決めていかなければならないなと思っています。

5 番 植 村 敦 君

いや、分かりました。

多分ですけども、2問目でお尋ねしてる高校の無償化等々の給食費の無償化等々のこの予算というのはまた別な形でないのかなと。それらを抜いた部分の経済対策という部分の重点支援地方交付金という形の中で来るのかなというふうに思っております。

一般質問の中では触れませんでしたけども、町長の答弁の中で農業関係も何とかこの交付金で支援したいんだということでございますけども、実際、年明けて1月から乳牛の配合飼料もトン当たり2千円以上値上げしますというようなことを、先般、メーカーの方から通達がありました。びっくりしてるというか、恐らく、安定基金等々もう干し上がってるのかなと。その中でやっぱりこの輸入の値上がりというふうな、船賃等々の値上げというのがやっぱりこの餌代の高騰に出てきてるのかなというふうに思ってますけども、それらの支援もまだもう具体的にもし、どのような、直接支援なのか、どのようなことを町考えてやられるのか、もし、質問にありませんけども、答弁の中にあつたこの農業支援に関しての何か細かいところ、もう少し明細に分かれば教えてください。

町 長 野々村 仁 君

あくまでも想定の額の枠の中の今検討している課題の一つとして農業関係も考えているということで、今言われたとおり、配合飼料が高騰したまま止まったこの状態で、基金は去年から空欠ですから皆さんところに基金は回ってないと思います。もう今既に高いまんまで、そのまま来てます。今また2千円上がるということ自体は、大変我々も酪農振興町村長会議で中央に行ったときもお話をさせていただいたんですけども、円安になったおかげ

げでまた上がるということも含めて、今後、やっぱり少しでも地に付いて、農家の皆さんが営農していただくような、少し、本当に焼け石に水かもしれませんが、少しでも意欲を持ってやってもらうためにこの餌のはっきり上がっていく、そこにやっぱり大きなマイナス面が出てくる。それ以外にも燃料は下がるけども資材も下がらない、そういう形からいけば、やっぱり、少しの形でも支援をしてあげたいなというところが今のここの構想の中に入って検討しているというところでございますので、よろしくお願いします。

5 番 植 村 敦 君

分かりました。よろしくお願いします。

ところで、子育て支援の中で、国で言われてる18歳未満の子供一人当たり2万円を給付するというこの話っていうのは、これはストレートに対象者に渡っていくというふうに考えてよろしいでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

ストレートに取ってください。

5 番 植 村 敦 君

1月中に臨時会、速やかに開いて決定して還元したいという話でございますんで、どのような形になっていくのか非常に楽しみ、町民の人たちも期待をしていると思いますんで、どうかよろしくお願いいたします。

続いて第2問目の質問の方でございますけども、私、先の一般質問でも同じことを取上げまして、給食費の無償化、小中学校できないのかというような話でございました。食の教育という面からおいても、我が町は無償化にはしないんだという話でございましたけども、前教育長、最後に国や道の動きを見ながら、今後検討をしていかなきゃならないということもおっしゃいました。まさに、国が今、小学校の無償化にという話でございます。

うちの町の生徒数からいっても、中学生だけでも40何名の数の生徒、将来的にも本当に大事な幌延の子供たちということでございますんで、許されるのであれば、国が決定する前に、1年でも2年でも早くに、うちの町としても、この小中学校の給食費の無償化というのを実現できないかなという切なる思いで、また再度、質問させていただきました。

今回の質問では、いろんな障害がありますけども、小中学校一貫になるということも将来的にあるんで、検討していきたいというふうな意見でございますけども、まだ来年度にそれを実現するという段階ではないというふうにと取っていいんでしょうか。

教育長 伊 藤 一 男 君

議員の質問にお答えいたします。

今、国の方で一生懸命制度を考えているということですので、まずその制動を見極めながら、また給食費等については給食会の方で決定するという形にもなりますので、給食会とも相談しながらという形にはなろうかと思うんですけれども、まず国の制度を見て、それでうちの方でどういう体制で臨めるかっていうところになってくるかなというところで、国の制度が早く出てこえば新年度の方でも対応していけるかなと思うんですけれども、現在まだスキームがはっきりしていないということで、予算的には、今のところ例年どおりの予算をこの後、計上させていただくような形で今進めておりますけれども、国のスキーム

が出てきた段階でまた御相談させていただきながら進めていければと考えております。

5 番 植 村 敦 君

勇み足のないようにということだと思っんですけども、私としては、先ほども申し上げましたけども、この際、真剣に取り組んでほしいなと。

以前は、やはり食も教育のうちだということで、ただってというのはいかなもんかという話もございますけども、今現在、少子高齢化ということで、特にこの過疎の地方に関しては子供の数がもう本当に減ってきていると。本当に大切に育てていかなければならないという、地域を挙げて育てていかなければならないという状況になってきているという中でございますので、できるのであれば道内、また、宗谷管内でも、今現在、前回の質問で聞いたとおり、3分の1の自治体小中学校が無償化にしているという事情もありますので、ぜひ幌延の町も、この無償化に踏み込んでいっていただきたいなというふうに思います。

答弁の中でアレルギー対策等々というお話もありましたけども、実際のところ、このアレルギー対策をした給食っていうのは、今現在出されていない。その子たちは別に弁当を持参してくださいという取扱いになってるのでしょうか。

教育長 伊 藤 一 男 君

今の御質問ですけれども、そうですね、実際お弁当を持って来てる方もいらっしゃいます。今現在ですね。

また、この新しく新年度も新入生入ってきますけれども、そこでまた増えるかもしれないですし、今現在でもお弁当対応されている方がいらっしゃるということで、その部分の対応をどうするかというような部分も含めて、この検討をしていかななくてはいけないというところでございます。

5 番 植 村 敦 君

これは、要するに給食センターとしては、そういったアレルギー対応の子供に責任を持って、アレルギー対策のされた給食を提供できないということなのか、若しくは、親御さんの方で自主的にうちは心配なんで弁当を持参させますということなのか、どっちなのでしょう。

教育次長 古 草 勝 君

事務的なことになりますので、私の方からお答えさせていただきます。

給食センターにおけるアレルギー対応といたしましては、その子のアレルギーの状況、何がアレルゲンになっているのかという状況によって変わってきます。

簡単に除去して提供できるものであれば、そのものだけを抜いて提供するというのもしておりますし、完全に混ざってしまって除去ができないような場合にはお弁当を持ってきてもらうという対応もしております。

それぞれの子のそれぞれのアレルゲンによって対応が変わってくるということでございますけども、実際その子のアレルギー状況に応じてアレルギー食を出すということに関しては、うちの施設におきましてはアレルギー調理室がございませんので、完全に分かれたアレルギー室というのが無いので、全員に給食を出すということが困難ということで、状況によってはお弁当を持ってきてもらうという対策をしております。以上です。

5 番 植 村 敦 君

勉強不足ですみませんでした。

当然、そういったアレルギー対策給食には、きちっと対応されてきているのかなというふうに私思っていましたんで、それが物によっては、なかなか対応できないんだという話を今初めて聞かされました。

やはり、今の子供たち、結構アレルギーを持っている子供たちが増えてきているという傾向にある中で、やはり、そこら辺の給食の体制というのを、やはり、きちっと見直していかなければならぬのかなという感じがします。また、現状でもいきますと、やはり、そこが無償化にする一つのネックになってるという話であれば、また、それはそれで弁当持参の子供たちの対策というのでも取ることが別な視点からできるのかなというような考えもあるんですけども、いずれにしても、そこら辺をどうやってクリアして無償化していくのかという、ほかの自治体、給食センターでも同じような条件下で給食を提供している、また、無償化にしているということがあると思うんで、ぜひともそこら辺を参考にしながら、うちの町としても早期に給食の無償化という部分に関して実現できるように努力していただきたいというふうに思うんですけども、教育長、再度、お聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

教育長 伊 藤 一 男 君

ありがとうございます。

子供たちの安全、安心な食を守りながら今後も進めていきたいというところが大前提ですけれども、今後、国のスキームが出次第、また、皆様と御協議させていただきながら、給食費の在り方について、引き続き検討していきたいと思えます。早く出れば早期に実現もできるかなというふうには思っておりますけれども、今後も国の動向を見ながら進めていければと思っております。よろしくお願いします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、5番 植村 敦 君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

受け付け順、深澤博幸、通告によりまして一般質問を行います。

1 番目、ポケふた設置が決定した件について伺います。

11月26日のこども議会での町長答弁で、以前より申請中のポケモンキャラクターを印刷したマンホールのポケふた設置が決定したとの答弁がありました。

これに町民も議会も知りませんでした。

そこで、伺います。

1. 決定までの経緯を伺います。

2. なぜ決定したとの報告を町民、議会にされなかったのか伺います。

3. ポケふたはどこに何個あり、今後の予定はどのような計画があるか伺います。

4. 著作権、商標登録はどうなっているのか。

5 番. 制作費は幾らか。

2 問目、深地層研究について。

幌延深地層現金については、2000年に核抜きを条件に織り込んだ三者協定が締結され、翌年、幌延深地層研究センターが設置、以来、今日に至り、2028年度までに終了予定となっております。

その間、電源立地地域対策交付金、幌延深地層研究センター職員及び家族の移住など、人口増加、工事の地元企業発注による労働者の雇用などが生まれ、経済効果も計り知れないことは言うまでもない事実であります。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 何かの理由で研究の延長を打診された場合はどう答えるか。また、研究の延長、存続の要望をしているのか。

2. 現在の施設（地下事務所、展示館、国際交流施設など）の跡地利用の要望は検討しているか。

3. 幌延深地層センター終了後の税収減の対策はどう考えてるのか。

一部、北海道新聞の記事を参考にしております。よろしく答弁をお願いします。

町 長 野々村 仁 君

深澤議員の御質問にお答えいたします。

1 問目のポケふたに関する御質問の1点目、決定までの経緯については、株式会社ポケモンと北海道が平成30年10月に北海道の活性化に向けて、相互に連携・協力しながら、協働事業に取り組むことを目的に包括連携協定を締結しており、本町は、令和4年2月に北海道を通じてポケふたの設置希望を伝えました。

当時、道内では本町を含む8自治体から北海道に対してポケふたの設置希望があったそうですが、北海道からは全国的にポケふたの設置希望があるので、道内への設置の決定は令和6年度以降になる見込みの説明を受けていました。

その後、令和6年7月に、ポケモン社から本町に対し、直接連絡を受けて以降、設置先やデザインなどの調整を進めた結果、令和6年度末時点で令和7年度中に本町に寄贈されることが確定していました。

2点目の町民、議会に対して決定報告しなかった理由については、北海道主催により本年10月15日に道庁赤レンガガーデンで開催されたお披露目式の日程が見通せなかったことやポケふたの画像使用に関してポケモン社による事前の監修が必要であることなどから、町内への設置日が決まった時点で周知した方が良いと判断したためですが、実際には設置までに時間を要していることから、何らかの御報告をすべきであったと思っています。

3点目の現在のポケふたの所在、個数、今後の予定については、本町に寄贈されたポケふたは1個で、設置先はトナカイ観光牧場としてポケモン社と協議済みであり、今月上旬か中旬に設置を目指していましたが、本町の予定していた設置方法がポケモン社内の設置要件を満たさないことが判明したため、設置方法、設置時期について調整中であります。

4点目の著作権・商標登録については、ポケふたの贈与に関する差入れ書において、所有権以外の一切の権利は、ポケモン社に留保されることを確認しています。

5点目の製作費については、ポケモン社からの寄贈であるため、製作費はゼロ円です。

2 問目の深地層研究に関する御質問の 1 点目、何かの理由で研究の延長を打診された場合にはどう答えるか。また、研究の延長、存続の要望をしているのかとの御質問ですが、幌延町における深地層の研究に関する協定書第 7 条の規定において、計画内容の変更をする場合には、日本原子力研究開発機構は事前に北海道及び幌延町と協議することとなります。また、本町としては、関係省庁や原子力機構に対して、幌延深地層研究計画の着実な推進を要望しています。

2 点目の施設の跡地利用の要望に関する検討状況ですが、国際交流施設については、過去、一般質問において、前町長が幌延町生涯学習センターと一体となっているため、研究終了後も町が引き続き利用したい旨を発言し、私も同様の考えですが、その他の施設跡地利用については、現時点で特に構想はありません。

3 点目の幌延深地層研究終了後の税収減対策に関する考えについて、直接的な答えにはありませんが、現時点では、研究計画の着実な推進を要望することが最優先と考えています。

3 番 深 澤 博 幸 君

再質問をさせていただきます。

ポケモンですが、町長も謝罪の言葉はないですけど、町長、普段から職員に対しても報告、連絡、相談、いわゆる報連相という標語がございます。そういうことを普段から徹底しておりますよね。その見解をちょっとまず伺います。

町 長 野々村 仁 君

大切なことなんで、報連相は皆さん、一生懸命それに頑張ってもらっていただくようにということではしております。ただ、今回このポケモンに関しましては、先ほども説明しましたけども、それぞれ著作権、それから画像、それからその決定事項ということ自体がやっぱり広く広まるということ自体に危惧をしてたと。ですから、お披露目会を道庁もそうだったんですけどもお披露目会を発表の場としたかったという先ほどの考え方に私は、それぞれ、先ほどもそこは皆さんにお知らせしておくべきという話をしましたけども、そういう観点からも、なかなか発表することができなかったという気持ちであります。

いろんな形で、ここにこういう形でこうなるということの事前通告があることによって大きなことも起きる可能性もちょっと視野に入れとったんですけども、ただ、今回も、我々の設置をしようってお披露目をしようと思った置き方、やり方について、ポケモン社はゴーを出してくれなかったということで、まだ蓋も何も入ってくる期日も決まってませんけども、それぞれ、そういうことも鑑みて、やっぱり著作権、全てが所有権だけはあっても著作権全てが向こうの権利の中である部分の、やっぱり、きちんと守らなければならない部分、この時間でこの年に入りますよということは決まってきて、その中でデザイン構成からそういうことをずっとやってきたんですけども、設置場所だけはちょっと、我々の思いとちょっと違ったということで今、なかなか期間も最終的には決まってないということになりましたけども、申し訳なかったと言言えよかったですけども、このこと自体が大変難しい案件だったなという気が私はしてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

とりあえず理由はともかく、ここに答弁してるとおり、6 年度末時点ではほぼ決定したよ

うに書いておられるんですけど、確定したとも書いてますよね。その時点で詳細詳しく知らせなくても、いいことですから、せめてね、決まりましたよのような程度で報告する優しい気持ちがあってもよかったんじゃないですか、町長。いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

それも先ほどそういうお知らせをすべきだったかもしれませんがともということで、今の御答弁をさせていただいたところです。

なかなか深い、そこはそのとおりで、ずっと通ればいいんですけども、どこに置くの、どういう形、どうするのっていう話にしかやっぱりなっていないんだと思ってましたから、お披露目のときが発表のときと我々は考えてたということを御理解いただければいいと思います。また、そういう分では、ちょっと尺度が足りないということで、謝れということであれば頭を下げますけれども、そういうこと自体の難しさが著作権から権利からぼろっと漏れていっただけでも、今回設置場所が漏れただけでも入ってこないという、こういう状態になってますので、やっぱりこの著作権も全てが持ってるところに、ただ権利を頂いている我々としては、言うことどおりに流れていかなければ事は進まないということを重ねちょっと承知しなければならぬという気がしてございますので、御理解もいただきながら、言葉足らずで申し訳なかったと一言、釈明をさせていただきたいと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

そこまで言われると、もっと町長頭下げろとは言えないんですけど、もう少しちょっと、伺います。

3点目の設置要件を満たさないことが判明したため調整中だっていう答弁してるんですけど、申請中にね、設置要件を分からないで申請するなんてそんなことはあり得るんですか、これ。その見解ちょっと伺います。

町 長 野々村 仁 君

特別の設置要件ってこう書かれてることは一つもないんですね。

今までやっぱり、実用的なものでマンホールの蓋ですから、マンホールに使われるものということで、普通のマンホールと同じ、そういう使用目的で、ほとんどのところはやってきたということで、我々トナカイ観光牧場のあそこに設置を皆さん観光客でもポケモン探しに集客でもできる唯一のものの一つだと思ったんですけども、そういう土台がないから、ちょっと見える所に飾ろうという、そういう気持ちの飾り方の手法を考えるとそういう設置の仕方は駄目という、実用的なマンホールとして使われているという、そういう形を作らなければ駄目ですというのは後から連絡を受けたということで、その設置要綱の中に入ってませんよねって言ったら、いや、普通はマンホールの蓋だからそんなことして使わないよねっていうことを言われて、今、その設置場所は、そういうマンホールと同じような場所で地べたっていうか床にぼんと置くんですということでお願いをして、今、もう少ししたら、きちんと決まるんだろうと思ってます。

3 番 深 澤 博 幸 君

現在、その品物というか、どこにあるんですか。

町 長 野々村 仁 君

先ほどもお答えしましたが、来てません。

著作権のあるポケモン社が持ってて、こっち側には発送されてません。

3 番 深 澤 博 幸 君

5点目に製作費聞いているんだけど、来てもないもの製作費ゼロ円ってこれどういう理解したらよろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

お披露目ができるということですから、もう製作し終わってるってことですよ。

お披露目の日数、日程はうちは決めてあったんで、日程があったんです。一応。そこに、その前にそういう置き方をということでお話をしたときに、そういう使い方では駄目ですということで、元のマンホールと同じような原型の形に置いてくださいということでしたので、それで今止まっているということだと私は認識しております。

大変申し訳ございません。私の認識不足でした。

ポケモンふたはそこのお披露目の時までに来てるんで、だけど一切外へ出すなということで、きちんと厳重に保管をしてるそうです。すいません。申し訳ございません。

3 番 深 澤 博 幸 君

いや、聞いている方にはあんまり納得いかないんだけど、町長それ品物を見てないの、したら、ていう理解で。

来たら蓋は町内のどっかに1か所だけ設置するっていう理解でいい。飾るってこと。

いや、それだけ1回。

いや本当の通常の蓋じゃないんで、今、観光牧場ということ言ってるんだと思うけど、観光に使う予定なの、このマンホールちゅうのは。

町 長 野々村 仁 君

これも先ほどお話をしたとおりトナカイ観光牧場へ向けての集客の一コマとして、少しでも誘客できるような形がいいかなと思ってます。

その通過点として、いろんな形でこの町も含めて、全体増に、関係人口が交流してくればいいなという、そういうふう考えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

いわゆる観光に利用しようって理解でいいんですね。

そして今、製作費ゼロ円っておっしゃってるけど、重さ軽いもんなの。なんか台座とかそういうものに設置する、その業務ゼロ円っちゅうことですか。

町 長 野々村 仁 君

現状の下水蓋、マンホールの蓋です。軽いもんじゃない。

そういうふうにしないとポケモンは許可をくれない。

3 番 深 澤 博 幸 君

どうも理解できないんだけど、平面のところに丸い、要するに、絵は描いてるんだけど、本来ってマンホールだよな。それを置くってということで、例えばね、観光牧場に観光客が来たと。案内板もガードロープっちゅうのかな、そういうのも設置しない、ただぼんと

置くだけですか。それがゼロ円ってということなんですか。何ぼか掛かるでしょ。

町 長 野々村 仁 君

現行、保護するためにアクリル版を使って絵が消えたり消耗しないようにしているところもあるんですけども、現状、普通の使用方法と同じ方法で設置をするということであります。ただ、それぞれ、どういう形にしろ、それをそのまま置いたら盗まれちゃう、いろんなことを考えますから、やっぱりそこはきちんとやるための対策はしなきゃなんないんで、ポケモンふた自体の設置はゼロ円だったかもしれないけど、その附帯工事は思ったよりは、やっぱりいくらか掛かっていくかもしれないというところがあります。そこは。その置き場所によろと思います。

ただ、地面にぽんと投げて置いといて、平らにここがマンホールあったよみたいな形ででも使ってでもいいですと向こうは許可をくれるんですけども、やっぱり、そこってというのは黙って持って行けますから、そういうことだと我々著作権も何もなく、そこが、所有権だけ持ってても盗まれたという責任を負わなきゃなんなくなるんで、やっぱそこは少々のお金をかけてロックをできるような状態をどのように作るかどうかっていうのはやっていかなきゃなんないなという気はしてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

そこまで説明されると、こっちも理解できるけど、文書でね、ゼロ円って書かれたらさ、一切掛からないのかっていう思いなんですよ。だから聞いている方はさ、総体的な費用どのくらい掛かってるんだっていうことを問いただしてなんですよ。

要するに、費用対効果の話をしてね、前にも私言ってますけど、ゼロ円だからねって話じゃなくて、少なくとも町民の税金使ってね、本当に効果があるのかというのは疑念持ってるんですよ。

前にも町内のマンホールのことでも質問したけど、そういうことなんですよ。

町長もう一回この質問に答弁をお願いします。

町 長 野々村 仁 君

効果は絶大だと私は感じております。

これだけ探すだけでも東京、九州、沖縄からでも飛んで全てを網羅して集めているマニアはたくさんおりますので、それぞれ、その効果っていうのは大きいと私自身は考えてますけども、先ほど言われたポケモンふたは、ポケモンふたのことにに関して製作費が何ぼか、前回は蓋を作るときに何ぼ掛かるっていう経費を上げさせていただいた話ですけども、今度はポケモンふただけに関しては著作権も全ての権利はポケモン社にございますから、そこは寄贈していただくということでポケモンふたは、ただで寄贈いただくということでですけども、その設置に関して、どのぐらいの費用が掛かるんだということを問われれば、まだそこってというのは、このぐらい掛かりますっていう試算もなかなか難しいところではあるんですけども、そのぐらいのことですから盗まれないための対策を何かしなきゃなんないんで、ただでポンと中に置いただけの設置では駄目だなと。盗まれない対策をやったりしなきゃ駄目なんで、幾ばくかのお金は使わせていただくことになるかと思いますが、そこは、今度は盗難に遭ったということになると大きな話にもなりますので、盗まれ

ない対策の部分ではちょっと考えたいなと思ってます。それまでは余りそういうふうと考えてなかったというところは、実際の私の中でも、実際そういうことでしたから、そこは配慮不足で、そういう、どっかに置いて何か盾みたいいな形で見せるということでは駄目だと言われたんで、そういう家の中では駄目だし外で置かなきゃなんないという、そういう限定な場所、通常使われてるような形にして設置をすることみたいな形になってるんで、今後、そこには少し設置の部分では、また皆さんにお金を掛かった御報告をしなければならぬかもしれません。

確かに言われたとおり税金を使ってやることですので、経費の最小限で費用対効果として見合うだけの観光客がそこを目指して期待いただく、そういう施設になればいいなと思ってます。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

このポケモンふたのことは費用対効果も太鼓判町長が押してるんで、あと数年後かに、その費用対効果をもう1回質問させていただきます。

次に、深地層研究に関する質問ですが、先ほども申しました北海道新聞にも取材されますよね。その中で研究センター終了後の見解を聞かれ、はっきりした答えにはないように私、思いました。

改めてお聞きしますが、何ではっきり要望したって町長言えないんですか。

これ、町民もしかり、我々もしかり、100%とは言いませんが町民総意の要望ですよ、これ。

町長どうですか。

### 町 長 野々村 仁 君

減収対策については、これまでもずっと、町内の中で商工業も農業もきちんと力を付けて、やっぱり頑張るんだという形で基盤をしっかり盤石なものにしていきながら、そういう状態になったときにでも健全に動けるという、そういう体制を作ろうということで、今までのいろんな形の補助事業、支援事業をずっとこう続けてきたというところの底辺もありますから、まずは一次産業も、どんどん、どんどん減っていったる中ではありますけれども、やっぱりきちんとした基盤があって、ずっと残っていただけて、やっぱりそこにはきちんと人口が減らないための、やっぱり基幹産業としてきちんと残るべきと思ってますし、それをきちんとフォローしていく、建設業者、皆さんが盤石な経営基盤の中で継続してやっていけるための手法として今までのいろんな形でやってきたことと私自身は考えてますので、急にこれとこれの代替わりがこうなるという、そういう策はないにしても、それに向けての経営基盤をやっぱり盤石にしなければならないという策はやってきたつもりでもございます。

それぞれ、この期間については、延長したときも、28年までの部分で研究の成果をきちんと出すんだということのお約束の中で今動いてございますから、そうでないときには、先ほどお話をして、もしか、これがきちんと研究に対して、このフィールドが大切なものであると国がきちんとお話をして、いろんな形で、どういう形になるか分かりませんが、変化が生まれたときには、北海道、我々、それから機構さん、三者の中できちんと、ま

た協議をしながら、こうやっていくということが協定の中でも書かれていますので、まずは10年までの間、きちっと事業を完結して成果を出していくこと、それから、必要な課題をやっぱりきちんと求めていくこと、ここが大事なことから、これまでも着実な推進をお願いしますということで、ずっとお願いをしてきているということでございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

要望に関するは、お互い、町長の立場もあるし、我々の立場もあるんで、これ以上強くは申しませんが、実際、2000年当時、幌延町にこの施設を誘致するときに、三者協定っていう縛りがあったんですけど、その中でもね、今まで、2000年からつながって、2025年まで三者協定をきちっと守って、核を持ち込まない約束をして、真摯に約束した幌延町ですよ。今、先般、総務企画課に資料を提出していただいたけど、2000年の人口が2,895人でした。25年度はマイナス868人で、2,027人、人口減ってしまいました。その中で三法交付金、いわゆる電源立地対策交付金ですね。これはもう2000年度から平均して25年度までに大体1億5千万円程度交付されております。

人口が減ってるのにこれだけの交付を頂いております。

先ほど申しました2028年度には、埋め戻すということは、この交付金もゼロになるという理解でよろしいでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

お約束のこの期間でそういうことになれば、最終的に埋め戻すということでございますから、先のこまい事業の経過、スライドはまだ私にはちょっと想定ができないですけども、どっちにしても、その事業が終了した後には埋め戻すということの約束の中で書かれているとおりに実行されたとすると、そういうこと自体は終了していくんだろうと、そういうふうに捉えるしかないと私自身は考えてます。

それぞれ、そのためにも、この500がまだ実際研究始まってませんけども、この研究始まってないからこそ、こういうことの問い詰めよりは、この研究自体の重要性をもう少し、きちんと進めていきながら、500行ったときに350と違いが出てきたときに、それをもっと探求すべきかどうかということが今後の課題の一つかなという気はしてましたから、そういうことを研究し始めてからのプロセスだと私自身は考えていましたので、まだまだ今のところは、その跡地のことも考えていませんし、それぞれ、その研究の重要性だけは国民皆さんに知っていただき、今言われたとおり、今までに、かつて一度もここを破ったことがなく、きちんとしてるつもりでは、私も頑張っているつもりでもおりますし、延長のときもお約束破ったのではなくて、条例に書かれているとおり、きちんと御相談をして北海道とも理解を得て延長してきたというところもありますし、一度もそういうことでは、これを破ったことはないと私も自負をしておりますので、自信を持ってその部分の約束は果たしていると、そういうふうに私自身も思ってます。

3 番 深 澤 博 幸 君

約束のことは私からもお願いをして、約束は絶対守ることにお願いしたいと思います。

先ほど以来、埋め戻しの話が、私が言いたいのはそこなんですけど、埋め戻しが決定してしまったら、そこから何を要望しても遅いんですよ。

先般ですか、道議会でも泊原発の容認を知事がされたと言ってますが、町長も御存じのとおり原発は動いてるんですよ。

幌延の場合は核も持ち込まない、一切そういう核という名前の下に研究している施設ではないことを十分理解してもらってね、ほかの町から来て埋め戻せ埋め戻せて言ってますけど、その反対された町村にもね、幌延のおこぼれったら悪いんですけど、この交付金の一部をね、配布されてるということにもう少し理解させるように、町長の口からでもPRをしていただきたいということと、これからのやっぱりね、今先ほど500mって話したけど、研究に止まりはないんですよ。100%はないんですよ。研究は大事ですから、そのことを国や道に伝えてね、延長するなり、そういう要望する声をね、姿勢を我々に見せてほしいし、町長ができないんだったら、我々民間人、商工業者が以前のように組織を作ってね、検討委員会のなるものを設置することには町長どうお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

民間の方々の活動がそれぞれそういう活動されていることに我々はどうかと言えるような立場ではなくて、逆に言えば心強いお話になるのかと、そういうふうに思っています。

ただ、これまでのプロセスでお約束している過程の部分では、やっぱりきちんとルールを守りながら、変更しなければならないという時期が来たんなら変更する協議をしながら、協議をいただいた中で進んでいくというのが私のプロセスだと思っています。

前回の部分でも、その部分ではそういうお話をさせていただいて、核を持ち込むわけでもなく、今原発が再稼働していく中で、あるものが減るわけではなく、それで見ても、国民の皆さんが不信感を持って、地下に埋めること自体をやっぱり嫌なイメージで持っているとしたら、このうちの研究こそが、少しでもそのためには一時的な貯蔵としてでも有効な手段の一つで安全にできるんだということがもっともっと広く伝わっていくことが大切なことだと思っていますし、私も上京する際には、それぞれ時間があつたときには、やっぱりこのフィールドを使って、国民の皆さん全体が見に来なくても、代表者だけでも、誰か首謀者だけでも来ていただきながら資料なり話を聞いて、少しずつ、この研究の大切さ、研究の必要性をもう少し理解してもらうことができないかという願いはしているつもりです。

期間の話とか、こういう話とかっていうのは、今までの流れのプロセスの中の感覚ですから、ここの間にもタイミングがあつて、やっぱりきちんと国民がこの地下に埋設、一時貯蔵するこの部分の解明されていない部分、不信感を持ってる部分をこの場所できちんと解き明かして理解をしてもらうことの必要性は、やっぱり皆さんも含めて、十分努めていくべき話だと私自身も考えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほども言いましたが、泊原発が稼働したら必ずや廃棄物は出てくるんです。して、幌延の地下研究所は、万が一原発で事故が、まあ処分場で、地下処分技術の中で、どこかが決まったときに当然掘ってきますよね。その現物、日本中で幌延にしかないんですから、万が一起きたときの対策として、原形の地下組織を残しておくことも重要となってくるけ

ど、ぜひとも、国や道に訴えて、町長、PRしていただきたいと思います。

それと交付金の話なんですけど、以前にもこの交付金について質問したときに、副町長でしたか、今人件費に北留萌消防やこども園に相当してるという、その分のお金を一般財源、一般会計に持ち込んで、町民のために利用してんだという答弁がございましたが、先ほども申しましたが、この1億5千万の給料に当たってる部分が今度一般会計から捻出することになるんですよね。したら、町民サービスの低下、これは十分、我々は理解していくんですけど、その穴埋めをどうしようと町長、してるのかを見解を伺います。

町 長 野々村 仁 君

だから、地場産業がやっぱり元気になるしかないということを先ほども申し上げたとおりです。

それぞれ何かを持ってきてぼつと何かに変わるといういい話はなかなかないんだと私自身も考えてますので、ここの財源を有効に使った中で、どのようにしてやっていくかということ。また、今の研究自体でそういう終わりが来たというときの構えとしてどういうふうなスタンスになるかということ自体は、重々、やっぱり推測をしておかなければならないという、そういう時期にも関わってきてるなという気は私自身もしてます。

ただ、裏を返せば一長一短で、どっかでまたお金が入ってくる、そういういい話がないかなって言って来るという、そういう安易な話でもなかなかないと思ってます。

やっぱりこの研究の大切さを十分必要性等を訴えていきながら、今ある研究の中で、この期間の中で、最大限どのように国民の皆さんが、町民の皆さんが、必要だと言っていたけるような理解をしていただけるかということが、今最深部の500m掘った研究の中で、350よりもこれほど特異なところがあった、これほどいいことがあった、これほど何とかこの先を見ていかなければならないということでも、少しでもできたんなら、それは最高のことだろうなという気はしてますけど。まずはこの10年までの研究っていうのは大変大きな研究の一つだと私自身は考えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

先日のまちづくり常任委員会の中でも、小中一貫校と多世代交流施設の建設費が工事代金の予算より膨れ上がって、おおよそ100億程度になるんでないかっていう、おおむねの試算が報告されてました。

その中で、国の補助制度もあんまり芳しくないんで、当然、町の基金を取崩してやろうというお答えもしてましたようには感じるんですけど、今流れでいって交付金の話もつながるんですけど、これから先ね、基金まで取崩してやっていく財政不足、これがもう将来的に目に見えているんですよ。

そのことが一番心配になるし懸念してることなんで、この先、町長の幌延に対する熱意と英断を期待して、最後に伺って質問を終わりです。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ未来を担う子供たち、そしてここに、先ほどからも、2000年からここまでのくる間のスタンスの中で800人。私、責任持ってここを受けさせていただいたときに、この年数で800人っていうのは、自慢でも何でもなく、減ったのは減ったんですけども、

相当ブレーキがかかっていたのは、この事業のおかげだなということ自体はもう粛々と感じてございます。

ましてや、いろんな形で対策を強く打っていたことも、やっぱりこの事業の対策で、ただ、お金をもらってぱっとなくなるんだけど、先ほどから言っているとおり、ここで、基幹産業も含めて、商工業全体が盤石な経営手法、技術をやっぱり磨いてほしい、その期間でもあったと私自身は考えてます。

ましてや、今の小中一貫校とか、それぞれ拠点だったりとかっていう、もうお金が掛かり過ぎるから、それでというよりは、どっちにしても小学校、中学校大改修をしなければならない時期で、時期でっていうよりも相当遅れておりますけども、そういうこと自体も、将来子供たちが、ここにいるためにも、やっぱりきちんと、当初の目標ごとできちんと学校が建てられるような目標を持って、そのぐらいなら何とかやれそうだといいところまでを皆さんで知恵を絞りながら、きちんと造るものは、その枠内で造っていかうかということの議論をやっぱりすべきかと思ってます。

無い袖は振れませんは、今後のことを考えても、そこ自体では、きちっとした計画の中で、皆さんからも財政シミュレーションという話だけど、相当きつい話に、この2千人足らずのところですからなおさら、ほとんど、今までのこういう収入がなくなるということ自体には大きな差が出てくると思いますけども、今までと同じような住民サービスも含めて、見直しをどっかで切っていかなければならないときが来るのかもしれない。

そうなる前に、やっぱり余りにも膨大な大きな投資というよりは、少しコンパクトだけでもこのぐらいになったよ、使い勝手がよくなったよ、子供たちの成長もきちんと学力も付いていけるよっていうようなやっぱり一貫校の今の整備っていうのは、私は進めるべきだと思ってます。

地域にとっても、今それぞれいろんな施設がばらばらになっている。若い人と高齢者の比率が半分半分に若年層と対したら3分の1ぐらいしか生産年齢層がいないぐらいの人口構成になってきてますけど、そういう人たちが力を合わせないと、この小さな町ってなかなかいかない。やっぱり、もっともっとコミュニティーの必要性をやっぱり今までも何年もかけてこの話をずっといろんな形でやってきましたけど、この拠点についても私は住民の皆さんみんなに反対されれば、これやむなく消えるのかも分かりませんが、必要だと言っている人たちもいるんだっていうこと、それも若い世代に、やっぱりそういう層が多いんだということも含めて、そこら辺もそれぞれどのぐらいの規模になるかも絞りながら、当初の計画に近い形を捻出しながら、やっぱり実施をしていければと、そのように考えてます。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、3番 深澤 博幸 君の質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで、11時45分まで休憩します。

(11時35分 休 憩)

(11時45分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第1号、専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和7年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、問寒橋橋梁補修工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年10月15日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額7,964万円を設計変更により7,923万3千円に、40万7千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました塗装前の下地処理に使用した研磨剤等の産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

以上、報告第1号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第2号、専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和7年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、大礼橋橋梁補修工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年10月16日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額6,978万4千円を設計変更により6,972万9千円に、5万5千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりましたコンクリートがら等の産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

以上、報告第2号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

日程第8 報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第3号、専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和7年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、問寒別浄水場導水管布設工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年10月22日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額8,553万6千円を設計変更により8,619万6千円に、66万円増額するもので、変更な主な理由といたしましては、導水管布設に係る掘削工事を実施するに当たり、現場状況等を確認した結果、想定以上に地盤が軟弱であったことから、軟弱地盤においても安全施工が可能な工法へ変更したことによるものです。

以上、報告第3号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、報告済みといたします。

日程第9 報告第4号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第4号、専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和7年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、公営住宅宮園団地2号棟改修工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年10月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額7,612万円を設計変更により7,316万1千円に、295万9千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、補修工事施工に当たり、外壁塗装を剥離した上で、近接目視により破損箇所の詳細を確認した結果、壁面ひび割れの進行が設計値を下回っていることが確認されたことから、ひび割れ補修に係る施工延長等が減少したことに加え、概数で算定しておりました塗膜くず等の産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

以上、報告第4号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第4号は、報告済みといたします。

ここで、昼食のため13時10分まで休憩します。

(11時51分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10 議案第1号「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊藤 崇君

議案第1号「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、標準準拠システムの運用開始に伴い、ベンダーを含む現体制では、従来の全6期からなる納期での運用を継続することができなくなったため、個人町民税及び固定資産税の納期を各4期に変更するものです。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。

第40条は、普通徴収の方法によって徴収する個人町民税の納期についての改正です。

従来は第1期から順に、6月、7月、8月、9月、10月、11月と連続で6回の納期が設定されていたのに対し、変更後は6月、8月、10月、12月と、ひと月おきの全4回となります。

続いて第67条は、固定資産税の納期についての改正です。

従来の納期は個人町民税と同様に、6月から11月までの全6回でしたが、変更後は5月、7月、9月、11月の全4回となります。

最後に、この条例の附則であります、第1条は施行期日に関する規定で、第2条は経過措置について規定しております。

以上、議案第1号「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第2号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、地方公共団体情報システム標準化に伴い、町が個人番号の独自利用を行う事務に新たに追加する事項が増えたことに対応するための改正となります。

それでは、配付した議案第2号資料の新旧対照表を御覧ください。

第4条第1項及び第4項の改正は、個人番号の利用範囲に関して、新たに町の執行機関が町の住民基本台帳に記録されていないもの、いわゆる住当外者の宛名情報を利用できる旨を追加する改正で、別表第1及び第2において具体的な事務の内容を追加することとしています。

この改正により、子ども医療費や重度心身障害者、ひとり親家庭の医療費助成に関する事務において、標準化した情報システムにより住当外者の情報が利用できることとなり、事務の効率化が図られることとなります。

次に附則で、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第3号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、公職選挙法の改正により、国政選挙における選挙運動用ビラ等に関する公費負担限度額が引上げられたことに伴い、本規定を準用する町議会議員及び町長選挙における公費負担を改正する必要性が生じたことによるものであります。

それでは、配付した議案第3号資料の新旧対照表を御覧ください。

第8条の改正は、選挙運動用ビラ作成の公費負担額について、これまでは作成単価の根拠が1枚7円73銭だったものを8円38銭にしようとするものです。

第11条では、選挙運動用ポスター作成の公費負担額について、これまでは作成単価の根拠が1枚541円31銭だったものを586円88銭にしようとするものです。

次に附則第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では、本条例施行日前に告示された選挙については、従前の例によるものとしております。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号「幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

議案第4号「幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国が定めた犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって町民等が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的として制定しようとするものです。

それでは、各条ごとに御説明いたします。

第1条は、先ほど申しあげました条例の目的について規定しております。

第2条は、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

第3条は、本町の犯罪被害者等支援における基本理念について規定しております。

第4条から第6条は、町、町民等、事業者がそれぞれ、第3条に規定する基本理念の  
つとり、取るべき責務について規定しております。

第7条は、犯罪被害者等に対し情報の提供等を行うとともに、関係機関との連絡、調整  
を行うこと及び支援に関する窓口設置等について規定しております。

第8条は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を  
支給する旨、規定しております。

第9条は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようにするための日常生活の支  
援について規定しております。

第10条は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするための支援に  
ついて規定しております。

第11条は、犯罪被害者等の再被害及び二次被害に対する安全の確保について規定して  
おります。

第12条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供  
等について規定しております。

第13条は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときの支援について規定しております。

第14条は、犯罪等の被害に対する町民等及び事業者の理解の増進について規定して  
おります。

第15条は、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報 の適正な管理について規定して  
おります。

最後に第16条ですが、この条例のほかに必要な事項については、別に規則で定めるこ  
とを規定しています。

次に附則であります、この条例は令和8年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第4号「幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について」の提案理由の説明と  
いたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

先の常任委員会で、この条例の説明のときに、別に規則で定め、今もあったんですけど、  
規則で定める規則で定めるってあったんで、その規則が分からないと話が見えないので、  
規則はということをお願いしたら、今日の定例会に提出しますっていうことだと思ったん  
ですけど、提出されてこないのはなぜですか。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

以前、確認されたときに答えたのは、施行日が1月1日でしたので、定例会までに準備  
っていうのはちょっとまだできてなくて、1月1日の施行に向けて規則の方も準備するっ  
ていうことで答えていたつもりではありました。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

1月1日ならもう20日もないんですけども、その中でまだ各条、逐条解説と言うんで

すか、そういうのもよく見えない中でこの条例を作るのはどうかなと思うことがまず一点。であるならば、例えばこの前聞いたかったのはこの見舞金ですよね。このお見合い金の額が決まっているんですか。決まってないんですか。それも1月1日まで決めるんですか。また、お見舞金の内容、それも知らない。

それから、第2条の第4、町民等、該当する人ですね。町内に居住し通勤し、又は通学する者及び町内で活動を行うものということですよね。

住んでるだけでいいんですか。

住民基本台帳に住所がなくても町内に住んでいて生活してる人もいますよ。そういう人もこの条例が該当するんですか。お伺いします。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

お答えします。

先ほどの見舞金の関係なんですが、確かに条例の方には規則で定めるところになっておりますので、規則の方は今確かに準備しているところではあるんですけど、今考えているのは近隣町村ともちょっと今すり合わせて決めているところではあるんですけど、遺族見舞金というものが30万円で中傷病見舞金っていうものが10万円ということで、今規則の方にうたう予定となっております。

あと、対象者の方なんですが、町民等ということで、基本的に住民基本台帳の方に載ってる町民ということで、規則の方で今考えているところです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

細かいことは規則の中で定めるから、1月1日までに間に合わせるということで今これを審議してるんですけども、そういう細かいことが分からないうちに条例だけ先に出していいのかなと思っているので、ちょっとお伺いしますね。

それともう一点は、それでは、今、遺族の方の見舞金とか重症患者ということをおっしゃるんですけども、交通事故の場合はどういうふうに判断されるんですか

住民生活課長 伊 藤 崇 君

御質問にお答えします。

この見舞金の支給の事業については、故意による犯罪行為というものを対象としておりますので、一般的な交通事故については過失によるものということで、対象になりません。ただ危険運転致死傷罪みたいなものは対象になるっていう形になっております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第5号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和7年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、上幌延地区増設配水池建設工事について、設計変更により工事請負契約を変更する必要性が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について提案するものであります。

工事請負契約の変更内容につきましては、契約金額1億1,228万8千円を設計変更により1億2,059万3千円に、830万5千円増額しようとするもので、変更の主な理由といたしましては、施工において、掘削埋め戻し土の置場所が十分に確保できない状況が確認されたことから、仮置場への運搬費用を追加したことに加え、既設配水管等の埋設接続位置に実際との相違があったことから、配管延長を延ばしたこと等によるものです。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第6号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和7年第4回幌延町議会定例会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和7年度施行、間寒別浄水場建設工事について、設計変更により工事請負契約を変更する必要性が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について、提案するものであります。

工事請負契約の変更内容につきましては、契約金額6,303万円を設計変更により6,619万8千円に、316万8千円増額しようとするもので、変更の主な理由といたしま

しては、掘削土の土質について、普通土を見込んでいたところ、掘削の結果、硬い岩質土であったことから、通常の掘削機械では対応することができず、使用機械を変更したことに加え、埋め戻し土を購入土へ変更したこと等によるものです。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号「令和7年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第7号「令和7年度 幌延町一般会計補正予算第4号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、8月の大雨に伴う幌延町農作物等収量減少緊急支援事業及びIPボックス空調設備更改経費の新規計上、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の精査、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものとなります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,512万5千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を70億4,246万4千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款、町税1,569万円の増、10款、地方交付税1億8,116万7千円の増、13款、使用料及び手数料714万5千円の減、14款、国庫支出金530万1千円の減、15款、道支出金217万4千円の増、16款、財産収入518万4千円の増、18款、繰入金1億856万4千円の減、20款、諸収入311万円の増、21款、町債2,210万円の減などで、歳入合計6,512万5千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費1,529万2千円の増、3款、民生費3,216万6千円の増、4款、衛生費2,644万2千円の減、6款、農林水産業費2,680万5千円の増、7款、商工費862万2千円の減、8款、土木費2,794万4千円の減、9款、消防費128万9千円の減、10款、教育費1,147万8千円の増、12

款、公債費 4, 4 3 4 万 4 千円の増などで、歳出合計 6, 5 1 2 万 5 千円の増額補正です。

第 2 条、繰越し明許費の補正ですが、4 ページをお開きください。

第 2 表、繰越し明許費補正については、事業完了が翌年度になることが確定している事業に関し、令和 8 年度に繰越して使用することができる経費として、2 款 1 項、総務管理費の I P ボックス空調設備更改事業 2, 6 4 0 万円の新規設定です。

第 3 条、債務負担行為の補正ですが、6 ページをお開きください。

第 3 表、債務負担行為補正については、3 件の補正を行います。

1 件目は大家畜経営の体質強化と安定的発展を目的とした大家畜特別支援資金の借入金に係る利子補給で、大家畜特別支援事業利子補給。期間が令和 8 年度から令和 3 2 年度までで、限度額は 7 1 万 9 千円です。

2 件目は同じく酪農肉用牛担い手緊急支援資金の創設に伴う借入金利子補給で酪農肉用牛担い手緊急支援対策事業利子補給。期間が令和 8 年度から令和 2 7 年度までで、限度額は 1 0 1 万 2 千円です。

3 件目は幌延町内で新たに酪農を営もうとする者に対する支援条例、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づく補助で、新規就農者支援事業。期間が令和 8 年度から令和 1 7 年度までで、限度額 1, 6 1 1 万 3 千円です。

第 4 条、地方債の補正ですが、8 ページをお開きください。

第 4 表、地方債補正については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計 1 3 億 5, 0 6 0 万円を 1 3 億 2, 8 5 0 万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正するものは、過疎地域持続的発展特別事業 5, 5 3 0 万円を 5 2 7 0 万円に、簡易水道施設改修事業 1 億 2, 1 9 0 万円を 1 億 1, 8 4 0 万円に、農業用水道施設改修事業 4 4 0 万円を 4 2 0 万円に、橋梁長寿命化改修事業 1 億 3, 7 4 0 万円を 1 億 2, 1 6 0 万円に補正しようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で、補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、各項目に計上しています職員の人件費については、採用や退職、人事異動及び人事院勧告等による人件費の精査による補正となっており、共通した内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは 3 8 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目、自治振興費の I P ボックス空調設備更改事業は、I P 告知端末機の配信及び地デジ難視聴解消に関する装置が格納されている I P ボックスが町内に 3 か所設置されていますが、全ての空調設備が経年劣化等により更新時期せざるを得ない状況にあることから、更改業務 2, 6 4 0 万の新規計上です。

同じくエネルギー関連情報収集事業では、エネルギー関連施設見学会の事業精査により委託料 2 5 1 万 4 千円の減です。

4 2 ページをお開きください。

2 款 1 項 7 目、企画費の地域公共交通運営事業では、事業内容の精査に伴い、委託料、地域公共交通計画推進業務 3 1 2 万 4 千円の減、地域デマンド交通運行業務で 1 6 5 万 6 千円の増です。

44ページをお開きください。

2款1項12目、諸費の基金管理事業では、各基金における積立金利子の精査により、積立金に不足が生じたことから、事業全体で497万7千円の増です。

48ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の空調設備更新に関する経費等で、診療所特別会計繰出金3,428万1千円の増です。また、3目、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金では、各事業精査等により、介護保険特別会計繰出金448万2千円の増です。

50ページをお開きください。

3款2項1目、児童福祉総務費の出産祝い金及び養育手当支給事業では、今年度対象見込み数の精査により、出産祝い金で175万円の減、養育手当で36万8千円の減です。また、2目、児童措置費の児童手当支給事業では、支給人数の精査等により772万6千円の減です。

56ページをお開きください。

4款3項1目、簡易水道費では、簡易水道事業会計の決算見込み等の精査により、補助金375万9千円の減です。

58ページをお開きください。

6款1項2目、農業振興費の幌延町新規就農者支援事業では、債務負担行為の設定で説明させていただきました新規就農者支援事業、補助金735万1千円の新規計上です。同じく幌延町農作物等収量減少緊急支援事業、大雨、土砂災害では、8月に発生した大雨により農地等の冠水被害を受けた酪農畜産経営者に対する農業支援事業として補助金3,470万5千円の新規計上です。8目、辺地整備事業費の農業用水道管理費では、農業水道に関する施設及び配水管修繕か所の増加に伴い、修繕料404万1千円の増、同じく営農用水固定資産調査及び評価業務では、事業精査により委託料220万円の減です。

66ページをお開きください。

8款2項1目、道路維持費の町道舗装補修事業では、事業精査により、工事請負費127万6千円の減、3目、橋梁維持費の橋梁維持管理費では、事業精査により事業費全体で482万9千円の減、4目、橋梁新設改良費の橋梁長寿命化改修事業では、事業精査により工事請負費1,527万9千円の減です。

72ページをお開きください。

10款2項1目、学校管理費の幌延小中一貫校整備事業では、仮設校舎に係る設計業務等の増及び各業務の事業精算等により、委託料851万3千円の増です。

78ページをお開きください。

12款1項、公債費では、令和6年度借入れ分の確定に伴う精査等により、元金で3,762万4千円の増、利子で672万円の増です。

次に歳入ですが、26ページにお戻りください。

1款1項1目、個人町民税では、給与所得等が当初見込みを上回ったことなどにより、個人町民税881万円の増です。

2 項 1 目、固定資産税では、当初予算を大幅に上回る償却資産の申告があったことなどから、固定資産税 7 6 1 万 7 千円の増です。

1 0 款 1 項 1 目、地方交付税の普通交付税では、令和 7 年度分の交付決定額 2 1 億 5, 3 0 6 万 6 千円と、現行予算との差額で 1 億 8, 1 1 6 万 7 千円の増です。

1 3 款 1 項 4 目 3 節、住宅使用料現年度分では、入居戸数等による精査により、公営住宅で 3 5 7 万 8 千円の減、公共賃貸住宅 1 9 0 万円の減です。

2 8 ページをお開きください。

1 4 款 1 項 2 節、民生費国庫負担金では、歳出でも説明しました児童手当の支給人員精査により、児童手当 7 2 4 万 5 千円の減です。

3 0 ページをお開きください。

1 5 款 2 項 1 目、総務費道補助金では、電源立地地域対策交付金の交付決定に伴い、予算額との差により 1 7 9 万円の増です。

3 2 ページをお開きください。

1 6 款 1 項 2 目、利子及び配当金では、幌延風力発電株式会社の株主に対する配当財産の割当てが確定したことから、幌延風力発電株式会社利益配当金 1 7 5 万 8 千円の新規計上です。

1 8 款、繰入金では、今回の補正の財源調整により、財政調整基金繰入金 1 億 3 9 1 万 4 千円の減、基金を充当している各事業の決算見込みの精査により、公共施設等整備基金繰入金 2 2 0 万円の減、地域公共交通活性化基金繰入金 2 0 0 万円の減などです。

3 4 ページをお開きください。

2 0 款 5 項 1 目、雑入の光ケーブル移設補償費は、道道稚内幌延線の災害復旧事業に伴うもので、工事の支障となる光ケーブルの移設補償費として 2 0 3 万 9 千円の新規計上です。

2 1 款、町債につきましては、第 4 条、地方債の補正で説明しますので省略いたします。以上、議案第 7 号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほど説明あったんですけど、3 9 ページの I P ボックス空調設備更改事業、これ、事業内容もう一度と、事業年度、委託先等知らせてください。

総務企画課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。

事業内容に関しましては、先ほど提案理由の中でもちょっと触れておりますけども、こ

ちら I P 告知端末機の配信ですとか地デジの難視聴解消に関する装置というものが、町内 3 か所に設置されております。幌延地区の方に 2 か所、間寒別地区に 1 か所ということで、こちらが全ての空調設備が経年劣化ということで、かなり、やはり年数もたってきておりまして、空調設備、要はクーラー的なもの、こういったものが使用に耐えられないような状況になってきているというようなことから、ちょっと更新をせざるを得ない状況にきているというような状況でございます。

それで、こちら事業年度に関しましては、基本的には単年度で行うという形を採りたいと思っておりますけども、こちら 4 ページの繰越し明許費の方でも御説明させていただきましたけども、発注から納品までかなりかかるというような情報が入っております。恐らくといいましょうか、7 年度中には納品されることがないというようなお話を聞いておりますので、こちら繰越し明許費の設定させていただきながら、令和 8 年度の夏に向けて設置をするというような流れになってございます。

また、委託先ということでございますが、当然委託ですので、こちら、これから先、見積り合わせ等を行いながら相手先を決定してくという流れになるかと思えます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

6 番 無量谷 隆 君

31 ページの農業次世代人材投資事業なんですけど、これらの内容について、ちょっと説明をお願いします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
無量谷さん、それは歳入なので歳入のときにやっていただきたいのですが。

(「歳入か」の声あり)

5 番 植 村 敦 君  
お聞きします。

まず、43 ページのね、地域公共交通計画推進業務、大きく 312 万 4 千円の減、それとデマンドが 165 万 6 千円の増となって大きく減額されて、先ほど説明では事業精査の結果という話ですけども、どのようなことで、もうちょっと詳しく、この減額になったり増額になった理由を聞きます。

地域対策担当課長 山下 智 昭 君  
お答えいたします。

43 ページの地域公共交通運営事業の地域公共交通計画推進業務でございますけれども、こちらは当初、業務委託ということで、公共交通計画の推進のための業務ということで業務委託を計上しておりました。こちらは公共交通計画を推進する業務ということで、幌延地区にあっては乗り合いタクシーなどを推進していくということでの事業をサポートしていただけるような委託事業を計画しておりましたが、昨年と比較いたしまして担当の職員の数が増減して配置がないという状況が続いておりますので、この公共交通計画の推進に関しましては、定員が配置された場合に実施するという予定での委託料を計上していたところですが、ただ半期が終了しまして下期に突入しても配置の方がなかったというところで、

この計画の業務を推進することができないということの、年度内での完了ができない想定が立ちましたので、委託契約自体を結ばないで予算を全て落とすというような選択をしています。

加えまして、地域デマンド交通の運行業務に関しましては、当初乗り合いタクシーということでの事業を推進しようというところでしたけれども、形態を変えまして、ハイヤー運賃の低廉化事業というような形で同じような形態での乗車といいますか利用者にとっては同じような料金で乗車ができるという体制を作っておりますけれども、こちらの幌延地区の委託料が想像以上に伸びているというところでしたので、こちらの方を165万6千円増額しているというものでございます。

5 番 植 村 敦 君

もう一つ、73ページの学校支援事業の中で、これ任用職員の給与、これ大きく減額になっているということは、退職されてこういうことになったのか、採用できなかったのか、大きな減額になってますけれども、小学校の関係だと思えるんですけども、どのような形でこの減額になったのかお聞きします。

教育次長補佐 田 村 浩 希 君

質問にお答えします。

小学校費の人件費ですけども、問寒別小学校に事務生を配置する予定でしたが、その方がちょっと配置できなかった4月から11月分の人件費の減と係る通勤費の減ということで大幅な減額となっております。

5 番 植 村 敦 君

採用できなかったということで、これに関して学校の先生方の業務に支障が出るということはないんですか。

教育次長補佐 田 村 浩 希 君

質問にお答えします。

これまで本来事務官が置かれるべきですけども、生徒数が少なくて配置できないところで今事務生を補っていたところなんですけども、それにつきましては、若干ちょっと支障が出ていますが、ほかの学校、あと委員会の方も可能な範囲でお手伝いをしながら、引き続き事務生の配置に向けて募集を行っているところです。

5 番 植 村 敦 君

改めて、昨年までの事務生がやめたということで、こういう形、今年採用したくてもできなかったということでしょうか。採用任期というのもあるんで、その辺の関係なのか、もうちょっともう一回改めて。

教育次長補佐 田 村 浩 希 君

申し訳ありません。

回答をちょっと誤っておりました。

今、小学校費の話だったんですけども、学校支援事業でしたので、すいません、訂正させていただきます。

学校支援事業につきましては協力隊を1名配置しようとしていたんですけども、その関

係で配置ができなかったというところで、その配置に係る経費の減額です。

大変失礼しました。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

3 番 深澤博幸君

51ページの出産祝い金については211万8千円減額となってますけど、これの減額理由、予定した方が出産できなかったのかと、これは57ページの出産子育て応援事業、これは逆に80万が行ってるんですけど、この関連性はどうなってるんでしょうか。

社会福祉係長 清水和也君

私の方からは出産祝い金の方についてお答えさせていただきます。

こちらの方につきましては、当初、第2子の方3名、第3子の方が2名、第4子が2名ってということで、総額205万円想定してたんですけども、最終的に今の出産状況を見まして、出産祝い金が発生して半年間養育しているっていうところになってますので、もうこの時期では人数の方も確定できますので、その結果、第3子の1名のみが該当になるってということで、残りの金額は減額というふうにさせていただいております。

保健福祉課長補佐 山本恵美君

私の方からは、出産子育て応援事業の出産応援ギフトについての説明ですが、こちらの方は、主に妊婦さんたちに支給しているもので、ちょうど去年の今時期は妊婦さん、母子手帳の手続が余りなかったんですけども、今年の4月以降、妊婦さんが増えまして、改めてこの増額をさせていただいています。以上です。

3 番 深澤博幸君

公の数なんですけど、今回は少なかったと。日付に該当しなかったっちゃうことは、残った方は次年度に繰り越されるっていう理解してよろしいんですか。

社会福祉係長 清水和也君

お答えさせていただきます。

こちらの方については、今年度、一応、母子手帳の交付状況等を見まして、3月末までに生まれる一応予定の子たちを想定して計上はしてるんですけど、もし4月とかに生まれた場合で、第2子以降ということであれば該当になりますので、そのときには次の令和8年度予算の方で対応はさせていただきたいと思います。

3 番 深澤博幸君

行政のやり方は間違っていないと思うんですけど、せかっくのお祝い金って付いてるんですから、年度内であればね、出してあげたほうがおめでたいんじゃないですか。いかがですか。

社会福祉係長 清水和也君

お答えします。

今こちらの方の見込みではないということなんですけども、もし、こちらの方で想定してない方で令和8年3月末までに2子以降の出産で半年間養育しているということで、条件に合致してる方がいらっしゃいましたら、その場合には7年度の予算の方できちんと対

応はさせていただきたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君  
59ページになります。

59ページの幌延町新規就農者支援事業なんですけども、9月2日のまちづくり常任委員会ではこの支援事業は738万7千円だったのに対して今回735万1千円。同じく農業人材投資事業、経営開始資金ですね。まちづくり常任委員会では50万だったところが75万、これどうしてこういうふうに数字が変わったのか教えてください。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、新規就農補助の金額の方、常任委員会で説明したときと数字が動いてるということでございますけれども、常任委員会の説明の中ででもちょっとお話しさせていただいたんですけど、見込みとして数字を積み上げてるということで、就農近づいてきまして確定したのもございますということで、今回補正で上げらせていただいた金額については直近の精査した中の数字ということで御理解いただければと思います。

それと、農業次世代人材投資事業、確かに常任委員会の資料の方に50万ということで計上、御説明させていただいていたところなんですけども、北海道に予算の要望の方を上げていたのが半年分の75万ということで、今回、北海道の方からも既に割当ての内示来ておりますので、今回、12月補正においては75万を計上させていただいたということで御理解いただければと思います。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

同じく、幌延町新規就農支援の条例第3条の5、新規就農者が手続に着手しようとするとき、酪農経営を開始したときは町長に提出しなければならない、これ町長にもう酪農経営開始しましたよってという提出日はいつになるんですか。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

今の御質問の営農経営の開始日ですけども、12月1日付けでこの条例に関する営農開始届を頂いておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにありませんか。

3 番 深 澤 博 幸 君

63ページのトナカイ観光牧場管理業務の事業内容と、それから7節に謝礼ってありますよね、この謝礼は誰にどんな謝礼なのか。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

御質問にお答えをいたします。

まずトナカイ観光牧場の管理委託事業、こちらについてなんですけど、金額については63万円を増ということで上げさせていただいておりますが、こちらについては、トナカイ

観光牧場の管理運営に係る事業予算の中で、租税公課に係る部分ですね。こちらの当初、7年度で計上していた金額よりも上回った金額で税金の方の精算が生じたということで、不足額について、今回12月補正で計上させていただいたということです。

それと、次に商工観光振興支援活動事業の中の謝礼についてお答えをいたします。

こちらについては、地域おこし協力隊の、本来であれば借上料の中で家賃は見入るんですが、民間から住居の方を契約する場合は借り上げ料で契約をし、お支払いをするところなんですけど、なかなかその民間との契約が難しく、公営住宅、こちらの方に入居いただくということで予算の方を計上しておりまして、春から1名、もともと違う住宅に入っていたところが公営住宅に移るということで、これまで計上していた謝礼の中で対応はしてたんですけど、少しちょっと金額に不足が生じたということで今回増額をして補填をしているということでございます。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

答弁いただいたんですけど、トナカイの話なんですけど、税金は払うのに63万ったら結構な売上げですよ。その分、利益出てるか会社にね、税金まで払ってあげるっていう、ちょっと我々の感覚では信じられないんですけど、今後もこのようなことをやっていくつもりなのかと。それから、謝礼の部分なんですけど、これ、いつも決算額、予算、謝礼って出てくるんですけど、謝礼の限度額ってあるんですか、これ。謝礼って名目でなんぼでも金額上げてもいいの。俺、先回にも質問してるけど、限度額あるんですか、これ、謝礼っていう。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

質問にお答えをいたします。

まずトナカイ観光牧場の租税公課に係る分なんですけど、本来であれば令和7年度の予算の中で、ある程度計算をした中で計上して、その差異がないようにっていう想定はするんですけど、6年度の収入ですとか、ものが反映されて、7年度の中間に反映されるんですが、7年度の時点において予算計上するというのは令和6年11月末から12月の頭にかけて計上するんですけど、それ以降の収入について、なかなか見込めなかったという部分があるので、金額自体が低く想定をされたということで、実際には収入が上がってしまったということはあるんですが、それに対してどうしても税金の方が掛かってきたということで、言ってしまうとこちらの想定が甘かったのかなというふうには思っております。今後ないようにいたします。

それとあと、謝礼に関してなんですが、こちらについては地域おこし協力隊の採用においては家賃等については町の方で全額を負担するという事になっておりますので、入居する月額、家賃をかける月数で計上して対応しているの、上限とかそういうものには当たらないのかなというふうに思います。基本的な全額負担ということで対応しております。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

答弁の補足をちょっとさせてください。

まず、トナカイ観光牧場管理業務の税金という話出ましたけれども、内容は消費税です。こちらについては、売上げの中の消費税というものは、預り金的な要素があるので、消

費税の分を税務署に払わなくちゃいけない予算、仕組みになっております。なので、当初、年間の売上げで納めるべき消費税の予算、これを売上げが多くなったことによって増えたということで、その分を増額させていただいたという中身でございます。

あと、謝礼につきましては、69万8千円のうち36万円につきましては、地域おこし協力隊委員さんの今募集をかけておりまして、トナカイ飼育ですとか観光振興の関連なんですけど、お試しの体験を受入れしております。その場合、その方が幌延まで来る旅費をこちらで負担しますよというような考えでおりまして、体験の方も数件入っております、それに対応するための予算を12万円の3回分ということで、36万円、このうちの36万円。残りの33万8千円については、先ほど伊山から説明あったように、隊員さんの居住住宅が公営住宅に移ったので、家賃は幌延町で負担するという前提ですので、家賃を再算定して不足分を予算増額で計上したという中身でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

家賃なら家賃ってね、科目をきちっと設置した、こんな謝礼でないしょ、それ。家賃は家賃でしょう、それ。

ちゃんと提示するんだら分かるように提示してくださいよ。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えします。

民間アパートであれば借り上げ料ということで、費用の方は分類されるんですけども、公営住宅については使用料で、その費用を補償、補填するという意味でいくと、公営住宅の家賃については、この謝礼のうちの報償に見合いの費用に分類されるということで、謝礼の中に入っているの、これは、民間の視点から見ると見えにくい、分かりにくいという御指摘は十分分かるんですけども、公会計の分類上、借上料であったり、公営住宅の場合はそういった謝礼の報償費的なところで出してるという中身でございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

2 番 佐 藤 忠 志 君

同じく59ページなんですけど、農業支援活動事業の中で減になってるんですけど、いろいろと協力隊、こういう関係のいなかったということで、今後の見通しっていうのか、どういう活動をしているのか教えていただければと思います。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の12月補正、農業支援員活動事業の方、減額させていただいたということで、当初予算におきましては3名の募集を行っていくということでこれまできたところですけども、なかなか採用には至っていないということで減額させていただいております。

ただ、採用活動の方も現在1名の方と面接まではリモートの中で行ったというところがございます。こちらの方もなかなか酪農に従事したような経験がないということで、まずは担い手センターの短期の酪農実習、体験ですね、こちらの方に応募いただいて、そこから、またお互い仕事の内容ですとか、そういったものを経験してやっていけるかどうか、

ちょっと確認しながら、来年度の採用に向けて、若しくは今年度中の採用に向けて打合せしていきたいというふうに考えております。

まだ、引き続き募集の方は行っていく予定でおりますので、できれば多くの方を採用したいというふうには考えております。以上です。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ありがとうございます。

いずれにしても新しく新規就農もなされたということで、事務局の方も一生懸命努力されているようです。

予算もこれだけ、3名、町長も上げていただいて、何とか努力して、1人でも多く、今、脈もあるということで頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(一 同 無 言)

これにて歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

歳入なんですけども、27ページ、使用料及び手数料で公営住宅と公共住宅減になっているんですけど、これ戸数にして何戸ぐらいになるんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、公営住宅につきましては、入居数に関しては170戸の見込みで170戸で、戸数については変動ございません。ただ、家賃の算定、こちらを精査した結果、入居者の変動もあるんですけども、今戸数は同じなんですけども入ってる方の入替え等々を勘案した結果、357万6千円、当初の予定より家賃が減額になると。

また、公共賃貸住宅の方につきましては、40戸、予算では予定しておりましたが、37戸の状況で今運用しておりまして、併せて、こちらも公営住宅と同様に家賃の精査ということで、入居者の入替え等々による収入から算定し直した家賃、こちらを精査した結果190万円の減額になったというような中身でございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の関連でちょっと聞き取れなかったんですけど、現在の空室状況っちゃうか、いかなものでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっと詳細まで把握しておりませんが、20室程度、空き室が今ある状態、全体の中だという状況です。

募集は当然かけておりますので、随時、入居希望のある方は入っていただいているよう

な状況でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

余計な心配かしらんけど、民間で20室も空けたら赤字経営に落ちいるんだけど、今後、空き家対策ちゅうか空室対策というのはどのように考えているんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

基本的には住宅に困窮している方、住む所がない方を拾っていくのが公営住宅の考え方でございますので、家賃につきましては、その方の収入等々を勘案して使用料を頂いているような状況ですので、なかなか経営的観点でいくと厳しいっていうのは議員御指摘のとおりかと思えます。あとは、今20戸程度の空室ということでございますが、これは内容といたしましては、例えば自宅をお持ちになった方が抜けていくということもあるので、一概にこう抜けたからといって住民が入ってるという部分でもないんですけども、公営住宅空きがありますよということは随時募集の方、チラシ等々、告知端末でお知らせしておりますので、今時期はそれほど変動ないかと思えますけども、また3月、4月となった場合に、新たな就業等々で増えてくる場合もあるかと思えますので、そこは空き状況なんかはしっかりと公表しながら対応したいというふうに考えております。

3 番 深 澤 博 幸 君

公営住宅件は分かりました。

先ほどもちょっと説明あったんですけど、個人町民税が880万ほど増額なってんですけど、当初予算では1億3千万ほど予定してあるのがこの時期にきて結構な額で増えてきてる、大変町としてはうれしい悲鳴とは思いますが、将来的に人口が減って、この部分の課税分が減るという予測は立てていらっしゃるのか、今後の予定はどのように考えているのかお聞かせ願います。

税務住民係長 喜 多 優 樹 君

今の御質問にお答えします。

個人住民税が今回の補正で881万増加した理由ということでございますけども、今回補正としては当初予算以来初めての補正ということになりまして、実際には当初予算からの精査的な意味合いが近い形になります。

令和7年度の当初予算に関しましては、令和6年度の課税状況等をベースに人口減少傾向等を踏まえて見込みを立てたんですけども、主に給与所得者を中心に、実際の賦課で6年度から7年度にかけて、約所得ベースで11%ぐらい増加した形になりましたので、そちらが増加要因の主なものとなっております。以上です。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

今後の見込みについてなんですが、年で結構上がったり下がったりっていうのがあるので、ちょっと見込みはしないんですけど、人口減少の部分があるので、ちょっと下がるか、景気が良くなればちょっと上がるんですけど、ちょっと見込みないところはあります。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(一 同 無 言)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今回、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業が発動されたんですけども、それは粗飼料不足対策等収穫物減少対策を絞って今回やって、これを補正なんですけども、この粗飼料不足に対して幌延町の地域防災計画基本対策編の第2章、災害応急対策計画の第30節、応急飼料計画というのがあるんですけど、これを発動しないで、この粗飼料不足対策、お見舞金といいますか、こういう形で出すようにしたのは、この被害が全町に及ばなかったからですか、それとも一部に限られてるから発動しなかったのか、どちらによるものかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

お答えをしたいと思います。

確定してこうだからこうだという話ではないですけども、あの時の説明もしたと思いますけども、ごく一部の分で、こういうことであったということを含めて、こういう区分けになったと、そういうふうにしたということで。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今補正がこれ可決して、今後、被害に遭われた農協、農家の方には年内に行くように、どのような順番で行くんですか。

この前農協の生産があったんですけど、農協は何も聞いてないから全くそれは分からないというふうに言われたんですよね。でも農家の人は大変心配してる場所なんで、ちょっとお伺いします。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

本日の補正予算、議決いただけたら、すぐに要領の方を制定したいというふうに現在準備しております。

農協の方には要領案というようなことで事前にもう既に内容の方は伝えております。

また、本事業積算、立案するのに農協さんの方から事前に被害の面積等を集計又は図化するようなことを行ってもらっております。それに対してこの補助金額、個々のリストというのも既に第1弾で上がってきているものに対して、この補助金に当てはめたときの補助金額、ここに算定したものも既に示しながら、早期に、年度内に執行できるように準備の方は進めているということで、この補助金に必要な農協への事務委任ですとか、それからこの被害面積に相違ないというような誓約書というものも様式に含めておりますので、それらの徴収なんかを今後速やかに農協さんで行っていただくというようなことになると思いますので、何とか頑張って今年中の執行にこぎ着けたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、14時35分まで休憩します。

(14時18分 休 憩)

(14時35分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17 議案第8号「令和7年度 幌延町国民健康保険特別会計補正補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

議案第8号 令和7年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では被保険者及び所得の減少に伴う国民健康保険税の調整、道補助金のうち保険給付費等と同額交付される普通交付金の調整、前年度からの繰越金の確定に伴う調整などで、歳出では人事院勧告に伴う人件費の調整、一般被保険者高額療養費の給付実績に基づく調整、特定健康診査の受診者数確定に伴う事業費の調整などによるものです。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から1,069万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億2,450万9千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

16ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項1目、一般管理費では、人事院勧告に伴い、2節、給料で12万9千円の増、3節、職員手当で8万円の増、4節、共済費で17万4千円の増で、国保会計人件費としては合計で38万3千円の増額です。

1款2項1目、賦課徴収費では、口座振替手数料の改定に伴い、11節、役務費で6万1千円の増額です。

2款1項3目、一般被保険者高額療養費では、10月末までの給付実績から決算見込額を精査した結果、18節、負担金で1,008万1千円の減額です。

2款3項1目、出産育児一時金につきましても、これまでの給付実績に基づく対象件数の精査により、18節、補助金で100万円の減額です。

18ページをお開きください。

4款1項1目、特定健康診査等事業費では、事業費の確定により、8節、旅費で3万円の減、12節、委託料で96万3千円の減で、合わせて99万3千円の減額です。

5款1項1目、償還金では、過年度分保険給付費等交付金の精算により、22節、返還金で46万3千円の増額です。

7款1項1目、予備費では、この度の補正の調整のため46万9千円の増額です。

次に歳入であります、14ページをお開きください。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税では、被保険者及び所得の減少により、1節、医療給付費分現年課税分で166万4千円の減、2節、後期高齢者支援金分現年課税分で64万6千円の減、3節、介護納付金分現年課税分で72万円の減で、合わせて303万円の減額です。

2款1項1目、保険給付費等交付金では、保険給付費を補填する1節、普通交付金で、歳出2款、保険給付費の補正額と同額の1,108万1千円の減、2節、特別交付金で、特定健康診査受診者数の確定に伴う精査により3万7千円の増で、合わせて1,104万4千円の減額です。

4款1項1目、一般会計繰入金では、決算見込額により精査の結果、1節、保険基盤安定等繰入金で250万1千円の増、2節、その他一般会計繰入金で187万円の減、合わせて63万1千円の増額です。

5款1項1目、繰越金では、前年度繰越金の確定により277万8千円の増額です。

6款2項1目、雑入では、特定健康診査の受診者数確定により3万3千円の減額です。

以上 議案第8号「令和7年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤 裕之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

5 番 植村 敦 君

17ページの今説明あったんですけども、もう少し詳しく知りたいのは、この保険の高額医療費の1千万なにがし減額となっております。これ単に対象者が少なかったのか、それとも、高額医療の対象となる条例っていうんですか項目の変更があってこのような数字が出てきたのか、それもう少し詳しくお聞きします。

住民生活課長 伊藤 崇 君

お答えします。

件数自体は当初予算で222件予定してたんですけど、結果として279件ということで件数としては増えて補正ということになってるんですけど、金額で高額な人が減ったと

ということだと思うんですけど、今回の補正の1, 008万1千円ということで、当初予算よりは減になっております。

議長 西澤裕之君  
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 村上貴紀君

議案第9号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の精査、空調設備等改修事業の新規計上及び出張医の依頼回数精査に伴う関連経費の増について、歳出予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ3, 428万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3, 545万2千円にしようとするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入については、3款、繰入金で3, 428万1千円の増で、歳入合計3, 428万1千円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款、診療所費で3, 428万1千円の増で、歳出合計3, 428万1千円の増額補正です。

第2条、繰越し明許費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、繰越し明許費補正については、事業完了が翌年度となることが確定している事業に関し、令和8年度に繰越して使用することができる経費として、1款1項、空調設備等改修事業2, 493万7千円の新規設定です。

以下、歳出、歳入の順で、補正予算の主な内容について御説明いたします。

22ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項1目、診療所費は、既定の予算額3億6,086万円に3,169万9千円を追加し、3億9,255万9千円としており、補正の内訳は、職員の退職、人事異動及び人事院勧告等による精査により、診療所人件費、診療所業務費及び診療所管理費合わせ、1節、報酬で27万円の減、2節、給料で111万円の増、3節、職員手当で57万7千円の増、4節、共済費で490万8千円の増額です。

次のページをお開きください。

空調設備等改修事業では、現在の診療所建設当初から使用しています天井埋め込み式のエアコンが故障し、施設内一部が冷暖房不能となったことから、室外機及び室内機について機器更新する経費として、10節、修繕料2,493万7千円の新規計上です。

当該エアコンにつきましては、設置から10年以上が経過しており、各種部品の製造終了により修理不能となった機器のみを更新するもので、電源関係、冷媒管、ドレン管は再利用することとしております。

次に1款1項2目、医師業務強化費では、既定の予算額3,731万1千円に258万2千円を追加し3,989万3千円としており、補正の内訳につきましては、出張医の派遣回数増加及び派遣依頼先の変更等に伴い、1節、報酬で63万6千円の減額、3節、職員手当で16万5千円の増、8節、旅費で8,48万6千円の増、12節、委託料で256万7千円の増額です。

次に歳入ですが、20ページをお開きください。

3款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による調整として3,428万1千円の増額です。

以上、議案第9号「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

4 番 高 橋 秀 之 君

25ページの医師派遣業務で256万7千円増加してるんですけど、日数的にはこれ何日ぐらい増えてるか分かれば教えてほしいんですけど。

町立診療所事務次長 若 本 聡 君

お答えいたします。

当初、委託料の方で見込んでいたのが、1泊2日を3回、各月ちょっと見ておりました。ですが、精査した結果、医師の有休取得、あと旭川医大の先生が急きょ来れないだとかつていうことを見越しまして、1泊2日の委託料を3回分と、3泊4日の、本来、旭川医大の先生が来られる日程の1回を、各月1回ずつ増やしまして、今回の増額というふうにな

っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

(一 同 無 言)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第10号「令和7年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件  
を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

議案第10号「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、広域連合納付金の確定による負担金の調整によるものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ既定の予算総額に242万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,413万6千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに歳出ですが、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度の納付金確定に伴い、保険料等負担金で122万円の増、療養給付費負担金で120万7千円の増で、納付金総額で242万7千円の増額です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

1款1項、後期高齢者医療保険料では、被保険者の異動等に伴う現年度保険料の精査により、1目、特別徴収保険料で149万6千円の減、2目、普通徴収保険料で390万8千円の増で、保険料総額で241万2千円の増額です。

2款1項、一般会計繰入金は、繰出基準に基づき、それぞれ精査した結果、2目、保険基盤安定繰入金で119万2千円の減、3目、療養給付費繰入金で120万7千円の増、合わせて1万5千円の増額です。

以上、議案第10号「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第11号「令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第11号「令和7年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに人事院勧告による給与改定等に伴う人件費及び共済費率の確定に伴う調整と保健事業勘定では超勤手当の実態に即した精査及び介護報酬等改正に伴うシステム改修による委託料の増額補正です。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入、歳出それぞれ既定の予算総額に554万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,665万円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億8,675万4千円に、介護サービス事業勘定は989万6千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

まず、保険事業勘定から御説明いたします。

24ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、人事院勧告による給与改定、期末勤勉手当支給率改正及び共済組合等負担金の負担率変更等に伴い、給料25万6千円、職員手当219万6千円、共済費51万6千円の増で、人件費全体で296万8千円の増です。

委託料では、先程も御説明いたしました介護報酬等改正に伴うシステム改修により142万1千円の増額です。

3 款 3 項 5 目、生活支援体制整備事業費では、一般管理費でも御説明いたしました同様の理由により、給料 1 3 万 8 千円、職員手当 8 万円、共済費 2 2 万 2 千円の増で、生活支援体制整備事業費全体で 4 4 万円の増額です。

次に歳入であります、2 2 ページにお戻り願います。

2 款 2 項 2 目及び 4 款 2 項 1 目、地域支援事業交付金は、交付金対象事業である生活支援体制整備事業費の増額に伴い、交付金も変更となることから、国庫補助金 1 7 万円、道補助金 8 万 5 千円の増額補正です。

2 款 2 項 5 目、介護保険事業費補助金は、介護報酬等改定に伴うシステム改修費に係る国庫補助金で 7 1 万円の新規計上です。

6 款 1 項 2 目、地域支援事業繰入金は、生活支援体制整備事業費の増額に伴う町負担分 8 万 5 千円の増額、4 目、その他一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金で、この度の保険事業勘定人件費の補正と同額の 2 9 6 万 8 千円の増額、事務費繰入金では、介護報酬等改定に伴うシステム改修費に対する国からの補助金を差し引いた 7 1 万 8 千円の増額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

2 8 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目の一般管理費では、給与改定や期末勤勉手当支給率改正等に伴い、給料 2 8 万 1 千円、職員手当 1 7 万 3 千円、共済費 2 5 万 7 千円の増で、介護支援事業人件費全体で 7 1 万 1 千円の増額です。

次に歳入であります、2 6 ページにお戻り願います。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、介護支援事業繰入金で、この度の人件費の増額分 7 1 万 1 千円を増額するものです。

以上、議案第 1 1 号「令和 7 年度 幌延町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

職員が 4 人です。超勤手当が補正前の倍以上に増えてしまいました。これは 4 人という人数が少なく、もう一生懸命仕事しないと間に合わないのかどうなのかまず一点と、今回事務処理システム改修業務しましたよね。これを入れることによってこの超勤の割合が減るのかどうなのかまずお伺いしたいと思います。

社会福祉係長 清 水 和 也 君

お答えします。

まずシステム改修の関係なんですけども、こちらの方については介護保険の制度改正に

対応するための改修になりますので、こちらの改修をしたからといって事務の手間といえますか作業効率、そちらの方が変わるということは特に大きな変化はありません。

超勤手当、こちらの方が大幅な増ってところなんですけども、今現在、介護保険の新規申請ですとか、あと相談件数とかってところが当初見込んだところもちょっと想定より多くて、どうしても相談業務ですとかそういうことを日中やってますと、その他の事務っていうのが、やはりちょっと時間滞ずらして行わなきゃいけないっていうところで、このような形で計上させていただいているっていうところなんです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

4人は少ないですかね。

何か介護を見てくれる側が介護される側になってしまうんじゃないかというふうに心配してるんですけども。

ざっくりばらんに4人じゃ対応は難しいですか、それともどんな感じですか。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

どんな感じですかと言われましても、今確かに職員の方は4名でして、先ほど清水の方からもお話のあった部分が、まず、超勤が増えてる要因の一つであるとも思います。また、保健福祉課全体としても職員が減となっているということで、この今回の介護特別会計の方で行っているいろいろな事業ですとか、その辺の部分も、保健師の方が2名減ということで、そちらの方の業務に今まで携わった職員がそっちの方の業務を補わなければならないということで、補っていた職員がやっていた、担当していた介護の対象者の方々を今の職員で対応しなければならないということで、どうしても昼間は個々の方々の対応で戻ってきてから夜に事務処理をしなければならないというようなことで、どうしても超勤が増えているっていうのが現状です。

人数が足りるのか足りないのかというふうに言われると、今の現状では足りないというようなことだと思います。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

2名減になったという今報告がありました。

今ちょっと2名募集してるんですけど、なかなか見つからない中での4名での対応は大変厳しいかと思えますけども、体に気をつけて、よろしくお願いします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第12号「令和7年度幌延町簡易水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第12号「令和7年度 幌延町簡水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的収入及び支出では、人件費の精査及び工事完成等に伴う資産増加による減価償却費の増額、資本的収入及び支出では、配水管布設工事等の事業費精査に伴う減額及び道道支障水道管移設工事に係る補償費の新規計上による増額によるものであります。

1 ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、収入におきましては、令和6年度分企業債借入額確定に伴い、一般会計からの補助金を精査し、第1款、簡易水道事業収益における既決予定額5, 112万5千円を103万2千円増額し、5, 215万7千円に改め、支出におきましては、人件費の精査及び資産の増加等により、第1款、簡易水道事業費用における既決予定額6, 485万2千円を352万9千円増額し、6, 838万1千円に改めるものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正では、収入におきましては、配水管布設工事等に係る事業費の減額及び支障水道管移設工事施工に係る補償費の新規計上に伴う財源の精査により、第1款、資本的収入における既決予定額3億7, 509万8千円を343万6千円減額し、3億7, 166万2千円に改め、支出におきましては、配水管布設工事等における事業費の精査及び令和6年度分企業債借入額の確定に伴い、第1款、資本的支出における既決予定額3億8, 408万4千円を350万6千円減額し、3億8, 057万8千円に改めるものです。

第4条、企業債の補正では、予定していた企業債の限度額を対象事業費の減額等に伴い、既決予定額1億2, 210万円を360万円減額し、1億1, 850万円に改めるものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の増額補正に伴い、既決予定額1, 962万7千円を168万2千円増額し、2, 130万9千円に改めるものです。

第6条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を事業費精査等に伴い、既決予定額1億2, 878万8千円を375万9千円減額し、1億2, 502万9千円に改めるものです。

次に、補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書により御説明いたします。

25 ページ、26 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項2目、他会計補助金において、令和6年度分企業債借入に係る償還金利息額の確定に伴い、1節、他会計補助金を4万8千円増額、1款2項3目、長期前受金戻入において、給水・配水設備及び機械設備等

の償却資産の増加に伴い、3節、他会計補助金を91万8千円、6節、その他負担金を6万6千円増額しようとするものです。

続きまして、27ページ、28ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項4目、総係費において、人件費の精査に伴い、2節、給料を41万1千円、3節、手当を61万2千円、4節、賞与引当金繰入金を4万7千円、5節、法定福利費を14万9千円、6節、法定福利費引当金繰入額を1万3千円、7節、退職給付費を45万円増額、1款1項5目、減価償却費においては、構築物、機会及び装置等財産の新規取得に伴い、1節、有形固定資産減価償却費を175万8千円増額、また、1款2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費においては、令和6年度分企業債借入額確定に伴い、1節、企業債利息を8万9千円増額しようとするものです。

続きまして、29ページ、30ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款1項1目、企業債においては、配水管布設工事に係る事業費の精査等により360万円減額、同様に、1款2項1目、他会計補助金に計上した、1節、他会計補助金を350万円、2節、企業債元金償還金補助金を30万7千円減額、また、1款4項2目、工事負担金においては、先ほど申し上げた北海道からの支障水道管移設工事に係る補償費として397万1千円を新規に計上するものです。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項2目、配水及び給水設備建設改良費においては、配水管布設工事2件に係る事業費の精査に伴い、25節、工事請負費を294万8千円減額、1款2項1目、企業債償還金においては、令和6年度分企業債借入額確定に伴い、1節、企業債償還元金を55万8千円減額しようとするものです。

以上、議案第12号「令和7年度 幌延町簡水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、収入、支出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、収入、支出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第13号「令和7年度幌延町下水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第13号「令和7年度 幌延町下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的収入及び支出では、人件費の精査に伴う増額、資本的収入及び支出では、令和6年度分企業債借入額確定に伴う減額によるものであります。

1 ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、収入におきましては、人件費の精査に伴い、第1款、下水道事業収益における既決予定額1億6,647万1千円を94万2千円増額し、1億6,741万3千円に改め、支出におきましては、こちらも人件費の精査による増額により、第1款、下水道事業費用における既決予定額1億9,172万円を95万6千円増額し、1億9,267万6千円に改めるものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正では、収入におきましては、令和6年度分企業債借入額確定に伴う精査により、第1款、資本的収入における既決予定額1億4,048万3千円を55万3千円減額し、1億3,993万円に改め、支出におきましても同様に、令和6年度分企業債借入額確定に伴う精査により、第1款、資本的支出における既決予定額1億4,048万3千円を55万3千円減額し、1億3,993万円に改めるものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の増額補正に伴い、既決予定額945万3千円を89万4千円増額し、1,034万7千円に改めるものです。

第5条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を人件費の精査に伴い、既決予定額1億6,129万5千円を37万6千円増額し、1億6,167万1千円に改めるものです。

次に、補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

25 ページ、26 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項1目、他会計補助金においては、人件費の精査等に伴い、1節、他会計補助金を92万9千円、同様に1款2項2目、長期前受金戻入においては、3節、他会計補助金を1万3千円増額しようとするものです。

続きまして、27 ページ、28 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項4目、総係費において、人件費の精査に伴い、2節、給料を12万6千円、3節、手当を54万7千円、4節、賞与引当金繰入額を2万3千円、5節、法定福利費を3万円、6節、法定福利費引当金繰入額を4千円、7節、退職給付費を16万4千円増額、また、1款2項1目、支払利息及び企

業債取扱諸費においては、令和６年度分企業債借入額確定に伴う精査に伴い、１節、企業債利息を６万２千円増額しようとするものです。

続きまして、２９ページ、３０ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、１款２項１目、他会計補助金において、令和６年度分企業債借入額確定に伴う精査により２節企業債元金償還補助金を５５万３千円減額しようとするものです。

続きまして、３１ページ、３２ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、１款２項１目、企業債償還金について、令和６年度分企業債借入額確定に伴い、１節、企業債償還金を５５万３千円減額しようとするものです。

以上、議案第１３号「令和７年度幌延町下水道事業会計補正予算（第１号）」の提案理由といたします。

議長西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、収入、支出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、収入、支出一括の質疑を行います。

（ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１３号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２３ 発議第１号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査、研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会が必要と認められる事項、事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査、研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣するこ

とに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし)の声あり)

異議なしと認めます、

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第24 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和7年11月27日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし)の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(15時19分休憩)

(15時20分開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

ここで、追加議題について、お諮りします。

12月10日付けで、町長から、議案第14号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第25、追加日程第26、追加日程第27として議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし)の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号を追加日程第25、議案第15号を追加日程第26、議案第16号を追加日程第27として議題とすることに決定しました。

お諮りします。

この際、追加日程第25号、議案第14号及び追加日程第26、議案第15号並びに追

加日程第27、議案第16号の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし)の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第14号から議案第16号までの3件は、一括議題といたします。

議案第14号から議案第16号までの提案理由の説明を求めます。

総務企画課長早坂敦君

ただいま追加議案として一括上程となりました議案第14号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和7年8月7日に国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり11月11日に閣議による方針決定、その後、12月8日に正式決定され、同日、給与関係法案が国会に提出されたことを受け、本町の関係条例の改正議案を上程するものであります。

勧告の内容としましては、本年より行政課題の複雑化、多様化及び人材確保、獲得競争を踏まえ、公務の職務、職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することとし、大卒初任給で1万2千円、高卒初任給で1万2,300円程度の引上げ、また、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させることを前提として給料表を改定しようとするもので、医療職給与表においても、行政職給料表との均衡を基本に改正することとしております。

期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引上げ、年間支給月数を4.65月とします。なお、支給月数の引上げに関しましては、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することとします。

また、通勤手当についても民間との均衡を図るため、規定区分の見直しをすることとしています。

その他、人事院勧告との整合性を取るための所要の改正も併せて行うこととしています。

それでは、議案第14号から御説明しますので、お手元に配付の議案第14号資料の新旧対照表を御覧いただきます。

1ページ、改正条例の第1条は、町長等の給与に関する条例の一部改正の規定で、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、第4条第2項中、期末手当の支給率100分の230を、12月支給分のみ100分の235に改正しようとするものです。

次に、改正条例の第2条では、令和8年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の232.5に改正しようとするものです。

次に、2ページです。

改正条例の第3条及び第4条は幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の規定で、町長等の給与に関する条例の一部改正と同様の改正となります。

次に附則ですが、第1項ではこの条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書で、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、第1条及び第3条の改正後の手当については、令和7年4月1日から適用することとし、第3項では、改正前の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の規定による給与等の内払いとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

次に、議案第15号ですが、お手元に配付の議案第15号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正の規定で、第11条第2項は通勤手当の支給額を引き上げる改定となっており、距離に応じた単価を段階的に200円から7,100円引き上げる改正となります。

第17条は宿日直手当の支給額を引き上げる規定となっており、職種により300円から1,500円引き上げる改正となります。

次に、2ページ、第19条第2項は期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の期末手当の支給率100分の125を12月支給分のみ100分の127.5に、また、第3項では、再任用職員における期末手当分の支給率100分の70を12月支給分のみ100分の72.5に改正しようとするものです。

第19条の4第2項は勤勉手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の勤勉手当の支給率100分の105を12月支給分のみ100分の107.5に、また、第2号では、再任用職員における勤勉手当の支給率100分の50を12月支給分のみ100分の52.5に改正しようとするものです。

次に3ページです。

別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表の改正については、民間企業との格差を解消するため、新規採用の初任給と若年層に重点を置き、それぞれの給料額を引き上げる改正となります。

次に、下段の改正条例の第2条改正は、職員の給与に関する条例の一部改正の規定で、第11条第2項は通勤手当を改正する規定となっており、令和8年度からの通勤手当を設定するに当たり、これまでより細分化した使用距離設定を行うこととしたことから、今後は上限額6万6,400円を設けた上で、規則において定めようとする改正となります。

なお、参考までに細分化した距離設定と通勤手当金額は資料最終ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、4ページ、第19条第2項は期末手当を改正する規定となっており、令和8年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の126.25に、また、第3項では、再任用職員における6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の71.25にそれぞれ改正しようとするものです。

第19条の4第2項は勤勉手当を改正する規定となっており、改正条文は5ページになりますが、期末手当と同様の理由から勤勉手当支給率を100分の106.25に、また、

同第2号では再任用職員における勤勉手当分支給率を100分の51.25にそれぞれ改正しようとするものです。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書で、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとしております。

第2項では、第1条の規定は令和7年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、第1条の規定により遡及適用となる給料表の改正及び手当率等の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払していたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第4項では、本改正条例の施行に関し、必要な経過措置については町長が別に定めることができることを規定しています。

続きまして、議案第16号ですが、お手元に配付の議案第16号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正の規定で、別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表の改正については、一般職と同様の理由により、それぞれの給料表を引き上げる改正となります。

なお、期末手当率については、一般職員の給与条例から引用することになっておりますので、一般職員が改正されればフルタイム会計年度任用職員も改正となります。

改正条例の第2条は幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正の規定で、第8条第1項は期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率100分の70を12月支給分のみ100分の72.5に改正しようとするものです。

次に、2ページです。

第8条の2は、勤勉手当の支給率を引き上げる改定となっており、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給率100分の50を12月支給分のみ100分の52.5に改正しようとするものです。

改正条例の第3条もパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正で、第8条第1項は期末手当の改正になっており、令和8年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の71.25にしようとするものです。

次に、3ページ、第8条の2第1項は勤勉手当を改正する規定になっており、期末手当と同様の理由から勤勉手当支給率を100分の51.25にしようとするものです。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書で、第3条の規定は令和8年4月1日から施行することとしています。

第2項では、第1条及び第2条の改正については、令和7年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、第1条及び第2条の改正により遡及適用となる給料表の改正及び手当率の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第4項では、本改正条例の施行に関し、必要な事項を町長が別に定めることができることを規定しています。

以上、議案第14号から議案第16号までの提案理由の説明といたします。

議長西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第16号までの3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和7年第7回幌延町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(15時33分閉会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 1 番 高橋秀明

署名議員 2 番 佐藤忠志

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹